

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

～ 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる
男女共同参画社会の実現をめざして ～

八王子市

平成26年度～平成35年度

～男女共同参画社会の実現をめざして～

八王子市長

石森孝志



本市では、平成 11 年 4 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定し、男女共同参画に関する総合的な取組を行ってまいりました。さらに、平成 21 年 3 月には「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 2 次）」を策定し、男女平等意識の啓発、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」実現のための支援、配偶者等からの暴力防止対策の強化などに努めてきました。

一方、本市が平成 24 年 10 月に行った「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の調査結果からは、性別による固定的役割分担意識や配偶者等からの暴力が依然として存在し、また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が定着していないといった課題が浮き彫りになりました。そこで、これらの課題を解決していくために、このたび、平成 26 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン(第 3 次)」を策定いたしました。

第 3 次プランでは、①「男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会」、②「男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会」、③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会」の 3 つをプランの「めざす姿」としています。

また、プランの実効性を高めるために、重点的に推進すべき取組を掲げるとともに、プラン全体の進捗度を測る指標と数値目標を設定しました。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓から、平時の災害対策を検討する段階からの女性参画等、「男女共同参画の視点に立った災害対策の推進」を「施策の方向」に掲げるなど、新たな視点に立った施策も盛り込んでいます。

プランの基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、プランに掲げる施策を着実に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、プランの策定に当たり、提言をまとめていただきました男女共同参画施策推進委員会をはじめ、ご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

目 次

I	計画策定にあたって	3
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画策定の背景	3
(1)	八王子市の取組	3
(2)	男女共同参画を取り巻く動向	4
II	計画の基本的な考え方	11
1.	計画の理念と目標	11
2.	計画の位置づけと期間	11
3.	男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）の特徴	13
4.	めざす姿	14
5.	体系図	16
6.	指標の一覧	18
III	計画の内容	23
めざす姿1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	23
重点課題1	男女平等と男女共同参画の意識づくり	23
重点課題2	あらゆる分野への男女共同参画の推進	29
めざす姿2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	34
重点課題1	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	34
重点課題2	女性の性と生殖に関する健康と権利の確立	42
めざす姿3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	49
重点課題1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識づくり	49
重点課題2	男女が共にいきいきと働くための環境の形成	58
男女共同参画の推進		63
IV	資料	67
1.	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	67
2.	男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置要綱	70
3.	八王子市男女共同参画施策推進委員会設置要綱	72
4.	八王子市男女共同参画施策推進委員会提言書	75
5.	男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）策定経過	79
6.	男女共同参画社会の実現に向けた国内外の主な動き	81
7.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	89
8.	男女共同参画社会基本法	96
9.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	101
10.	八王子市男女共同参画都市宣言	111

Ⅰ 計画策定にあたって

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

八王子市では、平成 11（1999）年 4 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定した後、平成 21（2009）年 3 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 2 次）」（以下「第 2 次プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の形成をめざしてさまざまな取組を行ってきました。しかし、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残り、その意識が社会のしくみに深く入り込んでいるなど、いまだに多くの課題が残されています。こうした状況に加え、深刻化する配偶者等からの暴力被害、男女共同参画の視点に立った災害対策など新たな課題への対応が必要となっています。

こうした現状を踏まえて、八王子市では、これまでの取組を検証し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）」（以下「第 3 次プラン」という。）を策定しました。

2. 計画策定の背景

（1）八王子市の取組

八王子市においては、平成元（1989）年 4 月の「女性のための八王子プラン」策定以降、「平和で豊かな男女共同参加社会の形成」をめざして取組をすすめてきました。平成 6（1994）年に「女性のための八王子プランー改訂版ー」、平成 11（1999）年 4 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」をめざして、総合的な取組を行ってきました。その後、「男女共同参画社会基本法」などの新たな法律の制定や社会状況の変化を受け、平成 11（1999）年 12 月、市は、「男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成 15（2003）年 8 月には、男女共同参画課を設置するとともに、同年 12 月に八王子市クリエイティブホール内に「八王子市男女共同参画センター」を開設し、男女共同参画施策の推進体制を整えました。平成 16（2004）年 3 月には「男女が共に生きるまち八王子プラン」の改定を行うとともに、同年 9 月に学識経験者や公募市民で構成し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に関する調査や研究等を行う、「八王子市男女共同参画施策推進委員会」を設置し、毎年度各事業の進捗評価を行ってきました。

平成 21（2009）年 3 月には、意識啓発や就労支援の一層の推進とともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現への支援、新たな分野への女性

のチャレンジ支援、配偶者等からの暴力防止対策の強化など、新たな課題への対応に向けた第2次プランを策定し、取組をすすめてきました。

その後、経済の低迷や雇用環境の悪化など社会情勢の急激な変化や、平成 23（2011）年3月の東日本大震災の経験から、男女共同参画を推進するうえでの新たな課題への対応が必要になっています。さらに、平成 24（2012）年に市民 3,000 人を対象に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「平成 24 年度市民意識・実態調査」という。）を実施し、この調査結果から意識啓発や配偶者等からの暴力対策など市としてさらに取り組むべき課題が明らかになりました。平成 25（2013）年4月には、男女共同参画施策推進委員会から市の課題及び重点的に取り組む項目についての提言書「男女がともに生きるまち八王子プラン（第3次）（仮称）の策定について」が市に提出されました。

（2）男女共同参画を取り巻く動向

①世界の動き

男女共同参画に関する国際的な動向としては、昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに「世界女性会議」が開催されています。昭和 54（1979）年には国連総会で※「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

平成 7（1995）年には北京で「第4回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワメント（力をつけること）や※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）、女性に対する暴力の根絶等について言及した北京宣言及び行動綱領が採択されました。また、北京宣言及び行動綱領の積極的な実施が、参加各国により合意されました。

※ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 54（1979）年に国連総会で採択され、日本は昭和 60（1985）年に批准した。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女平等を達成するために必要な措置を定めており、法令上だけでなく、事実上、慣行上の差別も、条約の定める差別に含まれると規定している。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利。平成 6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されています。

平成 12（2000）年には、ニューヨークで「女性 2000 年会議」が開催され、その後、平成 17（2005）年には、第 49 回国連婦人の地位委員会として「北京+10」閣僚級会合が開催されています。平成 21（2009）年には、女子差別撤廃条約に基づく日本の実施状況に関する報告に対し、女子差別撤廃委員会（CEDAW）の最終見解が公表されました。この中で、男女共に婚姻適齢を 18 歳とすること、女性のみ課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正、さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定の撤廃が求められました。また、「雇用及び政治的・公的活動への女性の参画促進のための※暫定的特別措置」の導入が要請され、国際社会における我が国の男女共同参画推進の取組が問われています。そのほかにも、昭和 56（1981）年には、ILO 総会において「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択され、男女がともに家族的責任を担えるよう就労環境を整備すべきことを定めています。また、平成 5（1993）年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

※ 暫定的特別措置

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第 4 条では、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない」と暫定的特別措置について規定しています。

我が国では、男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号に、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と規定しています。

②国や東京都の動き

日本国内においても、国際的な流れに対応してさまざまな取組がなされてきました。

昭和 60（1985）年には、「国籍法」の改正や、「勤労婦人福祉法」の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）への改正を経た上で、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。平成 3（1991）年には「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が成立し、平成 7（1995）年の改定を経て、平成 21（2009）年に 3 歳未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務制度や介護のための短期の休暇制度の規定などが盛り込まれるなど改正が行われました。平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が成立、施行されました。

配偶者等からの暴力対策としては、平成 13（2001）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為であると規定し、女性に対する暴力の防止への取組が行われています。同法はさらに、二度の改正が行われ、平成 20（2008）年 1 月の施行では、保護命令制度を拡充するとともに、市町村に対する努力義務として配偶者暴力相談支援センター機能の整備や配偶者暴力対策に関する基本計画の策定が新たに追加されました。さらに、平成 26（2014）年 1 月には、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」についても、配偶者からの暴力に準じて、DV防止法の対象とする改正が行われ、あわせて法律名も一部変更となりました。

また、男女共同参画に関する施策を推進するための基本的な計画として、平成 17（2005）年 12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には男性や子どもにとっての男女共同参画や地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進などの重点分野と成果目標を設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

女子差別撤廃条約に基づく日本の実施状況に関する報告に対する平成 21（2009）年の女子差別撤廃委員会（CEDAW）による最終見解に対しては、政治や行政の各分野における議論や法整備などの取組が行われています。婚姻適齢の男女統一、女性の再婚禁止期間の短縮、選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法及び戸籍法の改正については、政府内及び国民の間に様々な意見があることから前回の報告後も法律案の提出には至っていません。嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化に関しては、平成 25（2013）年 9 月に、最高裁判所大法廷が「民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分は違憲である」と判断したことを受けて、同年 12 月 5 日、違憲とされた部分を削除する民法改正案が参院本

会議で全会一致により可決成立しました。なお、嫡出子または嫡出でない子の別を出生届の記載事項としている戸籍法の改正については否決されました。また、雇用及び政治的・公的活動への女性の参画促進については、平成22（2010）年12月に策定した「第3次男女共同参画基本計画」において「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」を、今後取り組むべき喫緊の課題としています。そして、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であるとし、様々な分野において、具体的に数値目標と期限を設定し取り組んでいます。

東京都においては、平成12（2000）年3月に、全国の自治体に先がけて「東京都男女平等参画基本条例」が制定され、平成14（2002）年、平成19（2007）年の改正を経て、平成24（2012）年3月に社会情勢の変化などにより生じた新たな課題への取組を盛り込んだ「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」を策定しています。

配偶者等からの暴力に対しては、平成14（2002）年に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」の中で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げ、取組をはじめました。また、同年に配偶者暴力相談支援センター機能を整備しました。その後、平成16（2004）年のDV防止法改正で都道府県に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施」に関する基本計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成18（2006）年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成21（2009）年3月に改定を行いました。さらに、平成24（2012）年3月に施策の着実な推進に向け、中心的視点と具体的な目標値を定めるなど改定を行っています。

II 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と目標

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。

この第3次プランは、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」及び「八王子ビジョン 2022」にうたわれている理念を尊重し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標として掲げています。

●基本目標●

人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現をめざして

2. 計画の位置づけと期間

- (1) 第3次プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、八王子市の行動計画として示すものです。また、第3次プランは、DV防止法第2条の3第3項に定められた市町村基本計画として位置づけ、「八王子市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とします。
- (2) 第3次プランは、八王子市基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」の個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。

- (3) 第3次プランの策定に当たっては、八王子市男女共同参画施策推進委員会による検討及び提言、平成24年度市民意識・実態調査結果などを踏まえて策定しています。
- (4) 第3次プランの期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

3. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）の特徴

第2次プランの取組の検証と、平成24年度市民意識・実態調査の結果からは「いまだに性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている」「配偶者等からの暴力は依然として存在し、加害者も被害者も暴力を深刻に受け止めていない」「女性が働きやすい就労環境の整備が不十分であり、男性の育児・介護休業の取得率も低いなど、ワーク・ライフ・バランスが定着していない」などの課題が浮き彫りになり、男女共同参画社会の実現に向けた取組の重要性が改めて認識されました。

第3次プランの施策を効果的に推進するための特徴として、以下の点があげられます。

(1) 重点的に推進するべき取組

第3次プランの実効性を高めるため、重点的に推進するべき取組を掲げています。第2次プランでは、包括的に145の事業を掲載していましたが、第3次プランは取組を60に絞り込み、これらの取組を着実に実施し成果を上げることで男女共同参画推進に対する実効性を高めることとしています。なお、男女共同参画推進のためには、市のすべての職員が男女共同参画の視点を持つことが重要であることから、次の項目をすべての所管においての取組としています。

- ・性別によらない職務分担等の推進
- ・審議会等への女性委員の登用推進
- ・職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 第三者評価によるプランの進行管理

第3次プランの計画期間中、年度毎の取組の実績とその成果を第三者機関である八王子市男女共同参画施策推進委員会が評価します。評価に当たっては、取組の担当所管からの報告に基づき、特に成果を評価する視点に立って行います。

(3) 成果指標と数値目標の設定

第3次プランでは、計画期間中における計画全体の進捗度を測るために、指標と数値目標を設定しています。

4. めざす姿

基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」のもと、3つの「めざす姿」を定めました。

めざす姿1

男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

日本国憲法では、「法の下での平等」がうたわれています。また、男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題と位置づけています。しかし、人々の意識の中には、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。男女共同参画社会の実現に向け男女平等の意識づくりをすすめるため、男女共同参画の意義について市民が理解を深め、性別や年代にかかわらずだれもが、個性や能力を十分に発揮できる社会をめざします。また、さまざまな分野で活躍する女性が増加していますが、方針・意思決定の場への女性の参画は十分とは言えません。一方、家庭での家事・育児・介護などは主に女性が担っており、男性のかかわりは十分ではありません。男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会をめざします。

めざす姿2

男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会

配偶者等からの暴力が社会問題となる中、国においてはDV防止法の制定、改正が行われ、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護が図られてきました。本市においても第2次プランを、DV防止法に定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）と位置づけ、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に取り組んできました。しかし、配偶者等からの暴力は依然として存在しており深刻な社会問題となっています。配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会をめざします。

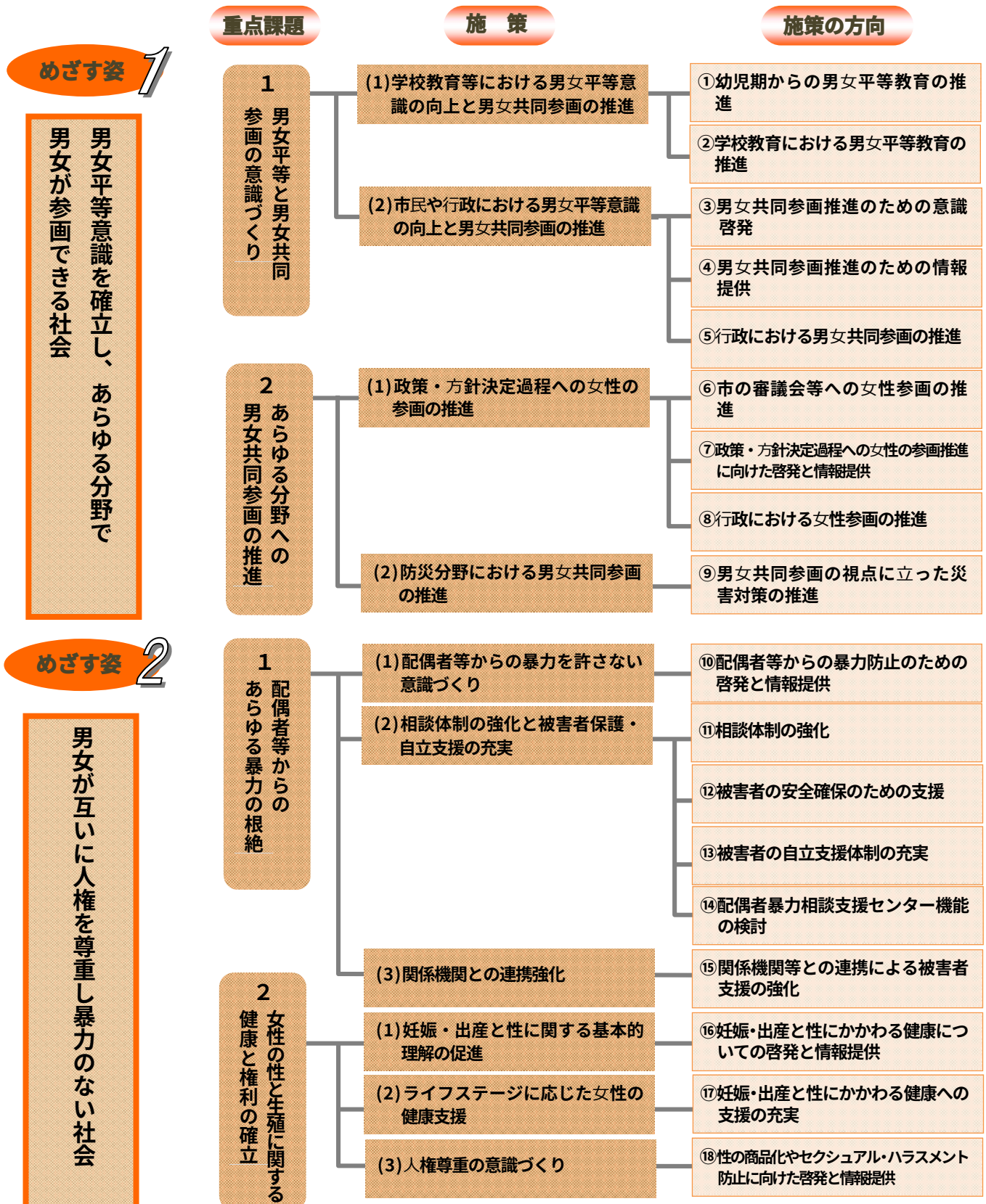
めざす姿3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、 男女が安心して、いきいきと生活できる社会

近年、人々の価値観の多様化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、生産年齢人口の減少などにより地域や家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。しかし、妊娠・出産・育児のために離職する女性は6割を超え、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きい状況です。一方、多くの男性は、長時間労働により家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれないのが実情です。このような中、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく誰もが社会に参画し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することがきわめて重要です。男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代において仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

5. 体系図

●基本目標● 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



めざす姿

3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、
男女が安心して、いきいきと生活できる社会

重点課題

施策

施策の方向

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
の実現のための意識づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発

⑲ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

⑳ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

㉑ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

㉒ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進

㉓ 男性の地域活動への参画促進

2 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

(1) 多様な働き方を支援するための環境の整備

㉔ 子育て支援の充実

㉕ 介護への支援の充実

㉖ 出産・子育て、介護等のために、離職した女性への就労支援

推進
男女共同参画の

(1) プランの進行管理

(2) 男女共同参画センターの運営

(3) 国・東京都等との連携

6. 指標の一覧

第3次プランでは、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定します。

体系	指標・数値目標
めざす姿1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり
	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合
	現状 66.7% → 平成30年度目標 75% 平成35年度目標 80% 平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）
	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合
	現状 47.6% → 平成30年度目標 60% 平成35年度目標 70% 平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）
	重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進
	市が設置する審議会等における女性委員の割合
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	現状 28.1% → 平成30年度目標 40% 平成35年度目標 50% （平成24年度末）
	市の職員昇任選考における女性職員の受験率
	現状 8.4% → 平成30年度目標 13% 平成35年度目標 14% （平成24年度）
	重点課題1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	現状 20.9% → 平成30年度目標 0% 平成35年度目標 0% 平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）
	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合
	現状 30.4% → 平成30年度目標 0% 平成35年度目標 0% 平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

体系	指標・数値目標			
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	重点課題2 女性の性と生殖に関する健康と権利の確立			
	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度			
	現状	2.6%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 5% 10%
	平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）			
	乳がん、子宮頸がん検診の受診率			
	現状	乳がん検診受診率 30.2% 子宮頸がん検診受診率 35.0%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 50% 50%以上
	平成22年度 がん予防・がん検診に関する調査及び 平成23年度 八王子市がん検診受診率より算出			
めざす姿3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	重点課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識づくり			
	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合			
	現状	17.8%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 30% 40%
	平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）			
	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合			
	現状	13.5%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 30% 40%
	平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）			
	重点課題2 男女が共にいきいきと働くための環境の形成			
	認可保育所入所申込児童数に占める待機児童数の割合			
	現状	2.4% (平成25年4月)	→	平成30年度目標 平成35年度目標 0% 0%
男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度			
	現状	48.9%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 65% 80%
	平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）			
	「男女共同参画センター」を知っている人の割合			
	現状	16.5%	→	平成30年度目標 平成35年度目標 30% 40%
	平成24年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）			

III 計画の内容

めざす姿 1

男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

重点課題 1

男女平等と男女共同参画の意識づくり

[現状と課題]

これまで「人がひととして尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな制度や環境の整備がすすめられてきました。性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつありますが、いまだ根強く残っています。

男女共同参画社会実現に向けた取組の推進に当たっては、幼児期から性別にかかわらず互いを尊重することの大切さを伝えることが重要です。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が率先して男女共同参画を推進する必要があります。

共働き世帯が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、これまで以上にさまざまな分野で、男性と女性が協力し合うことが必要になっています。

[めざす方向]

女性も男性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、継続的な意識啓発や教育を通して、性別による固定的な役割分担意識を見直し、「男女平等と男女共同参画の意識づくり」を推進します。

施策（1）

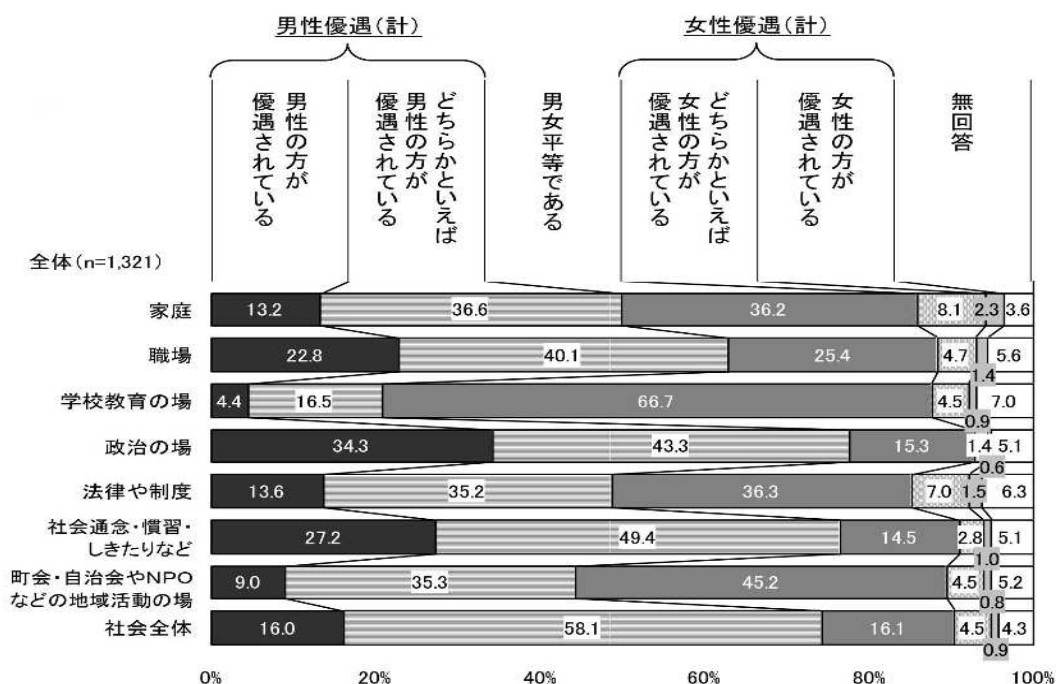
学校教育等における男女平等意識の向上と男女共同参画の推進

市ではこれまで、意識や価値観を形成する上で大切な幼児期や義務教育の時期の子どもたちに、人権の尊重と一人ひとりの個性を尊重する教育を推進してきました。

平成 24 年度市民意識・実態調査によると、学校教育の場における男女の地位について、66.7%の人が「平等」と感じており「家庭」「職場」「政治の場」など他の分野に比べ「男女平等である」と感じる人の割合が高くなっていますが、今後もさらに男女平等の視点に立った教育を推進していくことが必要です。

未来を担う子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識による男性像、女性像にとらわれることなく、自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選ぶためには、幼児期から、また学校教育の場において男女平等教育を推進し、男女共同参画についての理解を深めることが重要です。男女平等教育を充実するため、教育現場において教職員が男女共同参画の理解を深めることができるよう教職員を対象とした研修等を実施し、男女平等の視点に立った教育の推進を図っていきます。

男女平等意識



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

第3次プランで引用している「平成 24 年度市民意識・実態調査」の結果のうち、「III 計画の内容」に掲載しているもの以外については、「IV 資料」に掲載しています。

取組内容

施策の方向 ① 幼児期からの男女平等教育の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
1	幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり	幼児期からの男女平等教育をすすめるため、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発をさまざまな方法で行います。 ○男女共同参画への理解を深めるための研修の実施 ○チラシ・パンフレットによる男女共同参画についての意識づくり	保育幼稚園課 児童青少年課	継続

施策の方向 ② 学校教育における男女平等教育の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
2	教職員の男女共同参画についての意識づくり	男女共同参画への理解を深めるための、教職員を対象とした研修等を実施します。 ○男女平等教育をすすめるための教職員研修の実施 ○人権教育推進委員会において女性の人権問題を扱った研究授業の実施	指導課	継続
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	教育活動のあらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行います。 ○男女平等教育の総合的、系統的な推進 ○男女平等を知識として身につけるだけでなく、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成 ○男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	指導課	継続

区分について

新規・・・第3次プランに取組として新たに位置付けたもの

継続・・・第2次プランから取組として継続しているもの

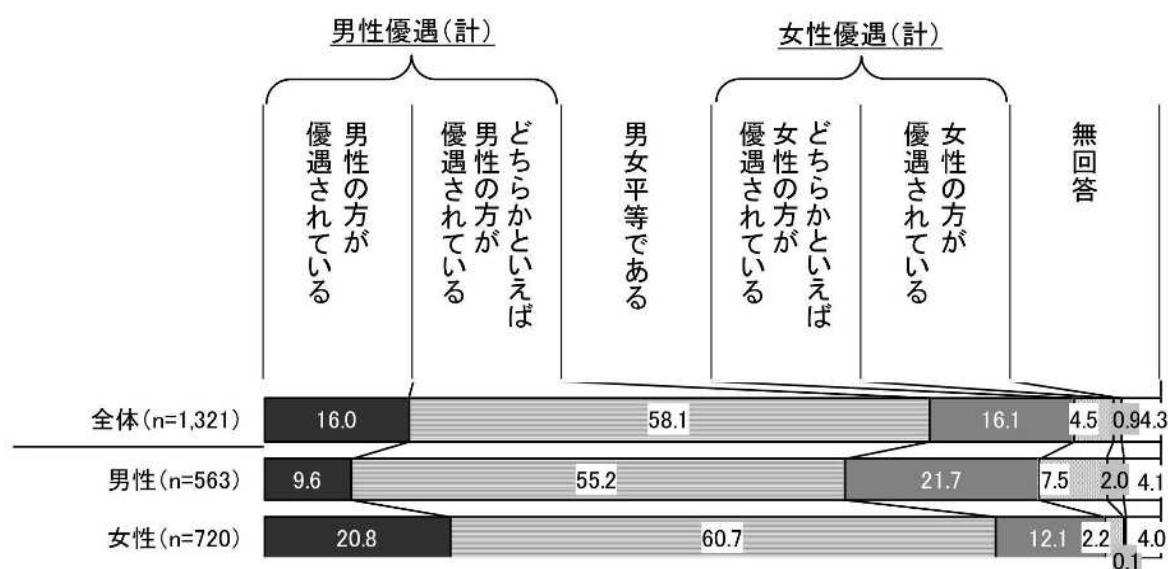
施策（2）

市民や行政における男女平等意識の向上と男女共同参画の推進

平成 24 年度市民意識・実態調査で、男女の地位の平等意識についての回答を見ると、社会全体で「男性が優遇されている」と思っている人が、74.1%に達しています。性別では女性が男性よりも 16.7 ポイント高く、特に女性は「男性優遇感」が強いことがうかがえます。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」の人が 49.9%、「反対」の人が 47.6%となっています。平成 19（2007）年度に八王子市が実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「平成 19 年度市民意識・実態調査」という。）と比べると、「賛成」が 9.5 ポイント減少し「反対」が 8 ポイント増加していることから、市民の意識は少しずつ変化していますが、いまだに「賛成」とする人が約半数おり、性別による固定的な役割分担意識は社会のしくみに深く入り込んでいることがうかがえます。継続的な意識啓発と情報提供を通して、市民の男女平等意識を醸成し男女共同参画の推進を図ります。

また、市職員に対する研修や情報提供を充実し、男女共同参画の視点に立って、業務に取り組むことを推進します。

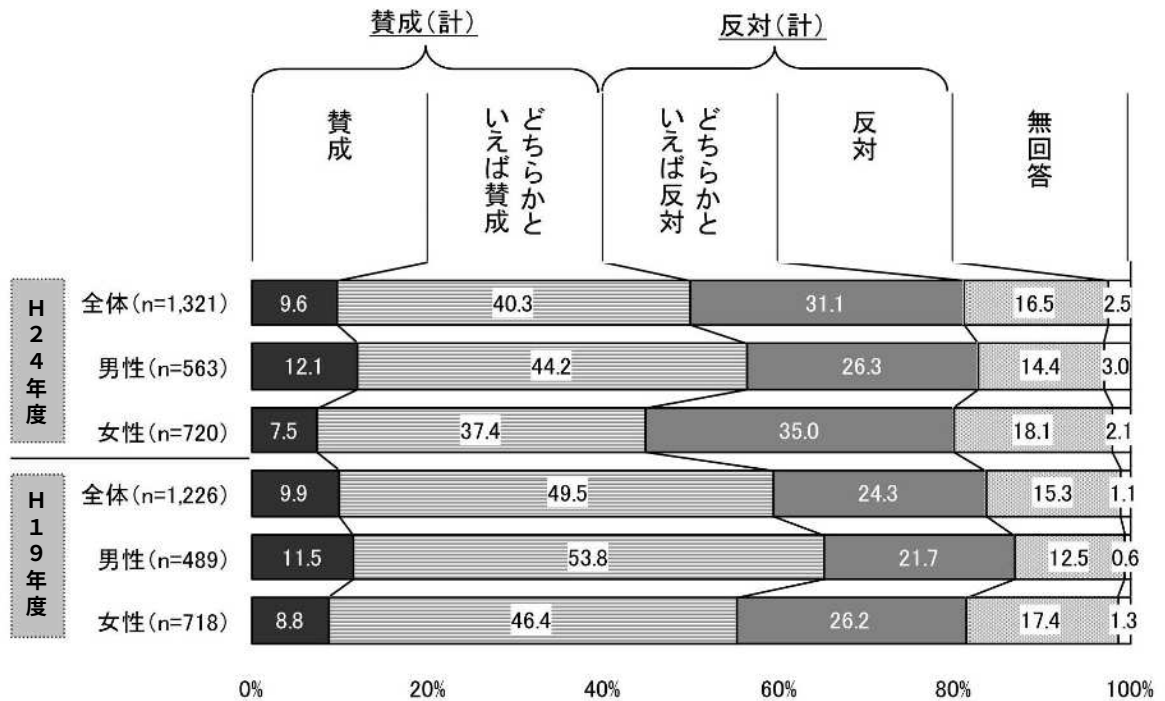
社会全体における男女の地位の平等意識（全体・男女別）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

性別役割分担意識（全体・男女別・経年）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ③ 男女共同参画推進のための意識啓発

No.	取組名	概要	所管	区分
4	男女共同参画の視点に立った講座等の実施	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を実施します。 ○男女共同参画に関する講座等の実施 ○生涯学習関連所管による男女共同参画の視点に立った講座の実施 ○自主グループの育成 ○託児サービスの実施	学園都市文化課 男女共同参画課 学 習 支 援 課	継続

施策の方向 ④ 男女共同参画推進のための情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
5	男女共同参画に関する情報の収集と提供	固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供を行います。 ○広報、ホームページ、情報紙「ばれっと」等による情報の提供 ○資料情報コーナーによる情報提供 ○図書館における男女共同参画に関する蔵書の充実と情報提供	男女共同参画課 図 書 館	継続

施策の方向 ⑤ 行政における男女共同参画の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
6	職員研修の充実	職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画課 職 員 課	継続
7	職員に向けた情報提供の充実	行政情報ネットワークや職員研修（Web 講座等）を通して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	男女共同参画課	継続
8	性別によらない職務分担等の推進	職員が性別にかかわらず、能力を発揮できる職場づくりを推進します。 ○性別による区別のない職場環境づくり ○男女共同参画の視点に立った印刷物・出版物の作成	全 課	新規

重点課題 2

あらゆる分野への男女共同参画の推進

[現状と課題]

男女共同参画をすすめるためには、意識の変革とともにあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、さまざまな分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治の分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。国際的に見ても、世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化したG G I（ジェンダー・ギャップ指数）において、日本は136か国中105位（「The Global Gender Gap Report 2013」平成25年10月発表）と先進国では最低水準となっています。家庭に目を向けると、多くの男性は長時間労働により仕事を優先せざるを得ない状況の中で、家事・育児・介護などは主に女性が担っており、男性のより一層のかかわりが求められています。

また、東日本大震災の際に救援物資の配分や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、男女のニーズの違いに応じた対応ができないという多くの問題が明らかとなりました。このような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要です。

[めざす方向]

男女共同参画に関する啓発や情報提供を通して、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市において政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に推進し、男女共同参画の視点に立った行政運営を推進します。

施策（1）

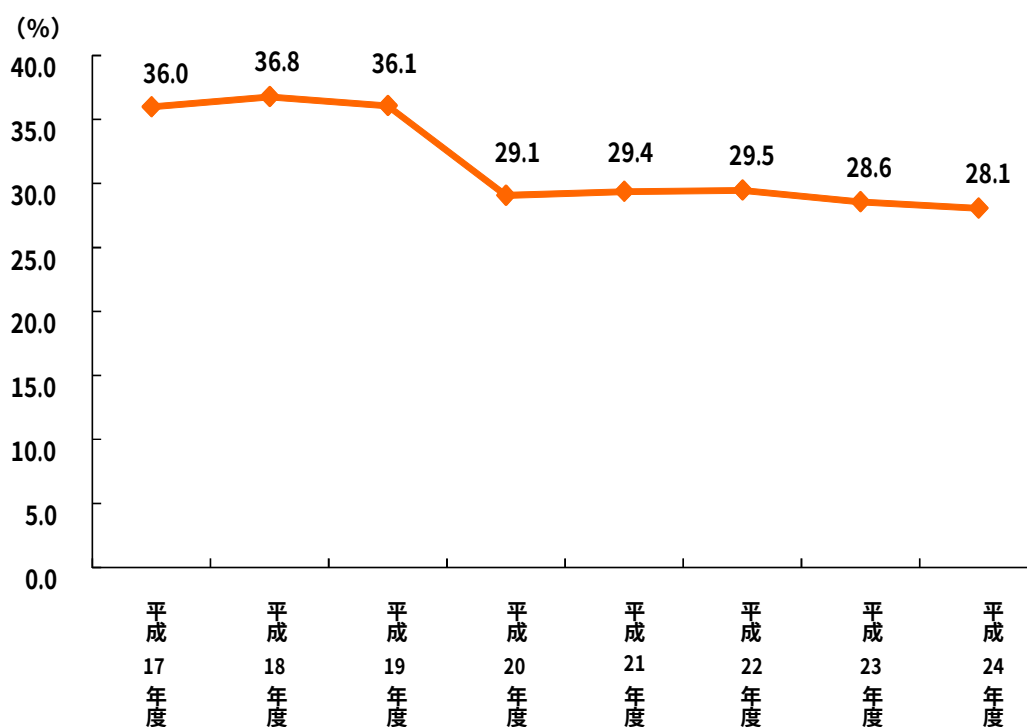
政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、意識の変革とともに政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが必須条件です。

市では、審議会等委員への女性の参画率を平成 25 年度末に 50%とする目標を掲げその達成に努めてきましたが、平成 24 年度末現在、審議会等における女性委員の割合は 28.1%となっています。また、女性委員のいない審議会等もあるなど、目標達成にはさらなる努力が必要です。

今後も引き続き、政策・方針決定過程に女性の参画を図るための意識啓発や人材育成に取り組めます。

八王子市の審議会等委員への女性の参画状況推移



資料：八王子市男女共同参画課調べ
(各年度末現在)

取組内容

施策の方向 ⑥ 市の審議会等への女性参画の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
9	審議会等への女性委員の登用推進	審議会等委員の改選や新たな審議会等の設置において、女性委員の登用を積極的にすすめます。	全 課	継続
		審議会等の改選及び設置時期を把握し、女性委員の登用を推進するための働きかけを強化します。	男女共同参画課	継続

施策の方向 ⑦ 政策・方針決定過程への女性の参画推進に向けた啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
10	市民に対する女性の参画推進のための意識啓発と情報提供	政策・方針決定過程への女性参画の必要性を市民に向け発信します。 ○情報紙「ぱれっと」等による意識啓発と情報提供	男女共同参画課	継続

施策の方向 ⑧ 行政における女性参画の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	女性のキャリア形成につながる人材の育成を行います。 ○女性職員のためのキャリアデザイン研修の実施 ○職員を対象とした研修等の実施	男女共同参画課 職 員 課	継続

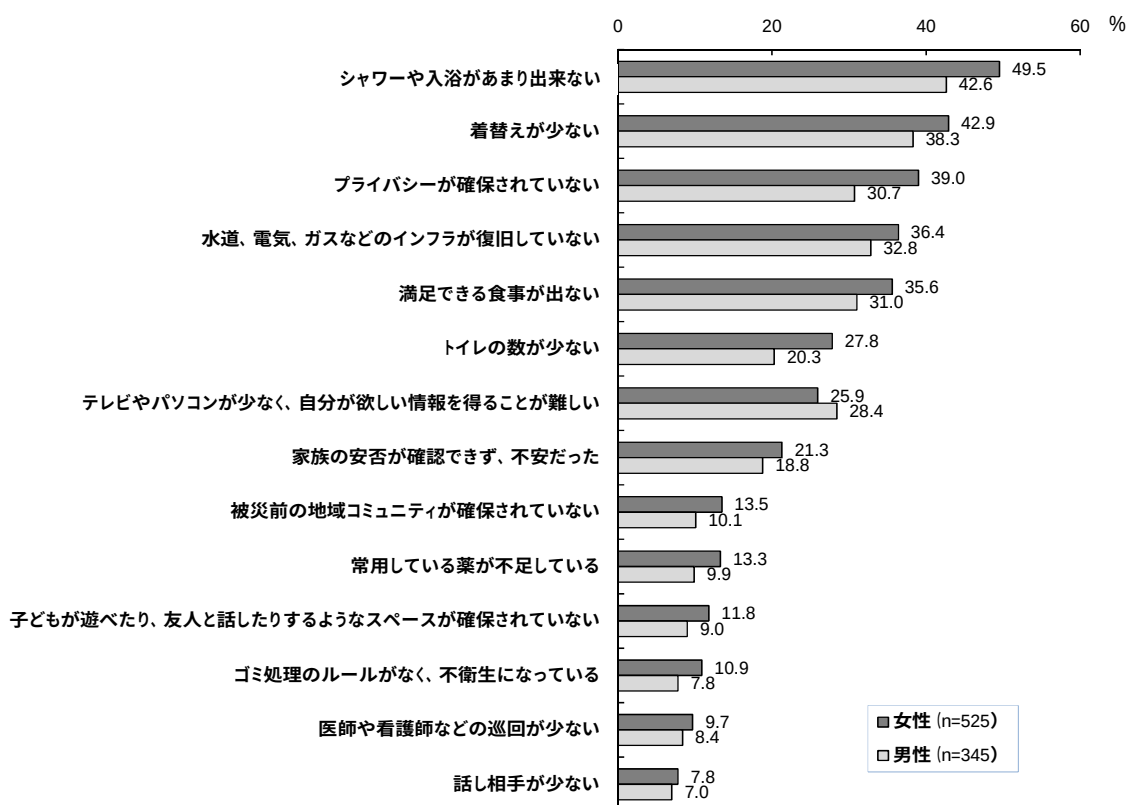
施策（2）

防災分野における男女共同参画の推進

国では平成 17 年に、防災基本計画に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、男女共同参画基本計画（第 2 次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして防災を位置付けました。また、平成 22 年に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重点分野の一つとしています。

平成 23 年に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災においては、避難所等の生活で、「授乳や着替えをする場所がない」「女性用の物干し場がなく洗濯物を干せない」「女性は当然のように、何十人分もの炊き出しを割り振られ、一日中食事の用意や片付けに追われる」などの問題が発生しました。これらから、平時における災害対策の検討において、意思決定に女性が参画すること、また、避難所運営等においても女性が参画し、男女共同参画の視点での配慮を行うことの重要性が認識されました。市においても、男女共同参画の視点に立った、災害対策の必要性の意識啓発や、避難所運営に関する計画の整備等をすすめます。

災害直後からの避難所での生活について困っていること（男女別・複数回答）



資料：津波避難等に関する調査（平成 23 年／内閣府・消防庁・気象庁共同調査）を基に
内閣府男女共同参画局による男女別集計

取組内容

施策の方向 ⑨ 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発	市の防災に関する講座等において、男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性についての意識啓発をすすめます。 ○はちおうじ出前講座等の実施 ○チラシ・パンフレットの作成・配布	男女共同参画課 防 災 課	新規
13	男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの整備と備蓄の充実	性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの整備や災害用備蓄物資を充実します。	防 災 課 避難所担当部 (市民活動推進部、 学校教育部、 生涯学習スポーツ部、 図書館部)	新規

めざす姿2

男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会

重点課題 1 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

[現状と課題]

※ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV等の暴力は、女性が被害者となることが多く、この背景には性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、その意識が社会のしくみに深く入り込んでいることや、配偶者等からの暴力を容認しがちな社会風土などがあると考えられます。法の整備がすすみ「DV」についての認知は一定程度すすみましたが、配偶者等からの暴力は、依然として大きな問題です。また、被害が深刻化するケースや男性の被害も増えています。さらに、近年、高校生や大学生などにおける※デートDVが問題となっています。若年層への情報提供と意識啓発によるデートDV防止、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発、関係機関の連携による被害者保護と支援の強化が求められています。

[めざす方向]

配偶者等からのあらゆる暴力をなくすため、社会全体で暴力を許さない意識を高め、DV、デートDVを防止するための意識啓発を積極的にすすめます。また、暴力被害が潜在化しないよう相談体制を充実させます。さらに、被害者の安全確保、自立に向けた支援のため、関係機関の連携を強化します。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者、元配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、なぐる・けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。これらの暴力の多くは家庭内で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期にわたり繰り返されることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くあります。

施策（1）

配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

配偶者等からの暴力は、決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではなく、男性優位の意識、女性が置かれてきた歴史的な状況や社会における性別による固定的な役割分担意識に根差した構造的な問題であり、社会全体で解決すべき課題です。そのため、暴力が起こる背景やDV防止法などについての周知・啓発を推進し、いかなる理由であれ、決して暴力は許されないという認識を社会全体に浸透させることが非常に重要です。また、社会的な問題となっているデートDVを防止するための啓発や情報提供も必要です。

しかし、平成24年度市民意識・実態調査によると、配偶者等からの暴力被害を「何度も受けた」という人の割合は20.9%に達しています。また、暴力の被害者、加害者のうち、「相談しなかった（できなかった）」人の割合が56.6%と半数を超え、さらにその理由として「相談するほどの事ではないと思ったから」が71.8%と他の理由に比べ極めて高くなっています。この結果から、暴力は依然としてあり被害者、加害者とも、暴力を深刻に受け止めていない状況が浮き彫りとなりました。

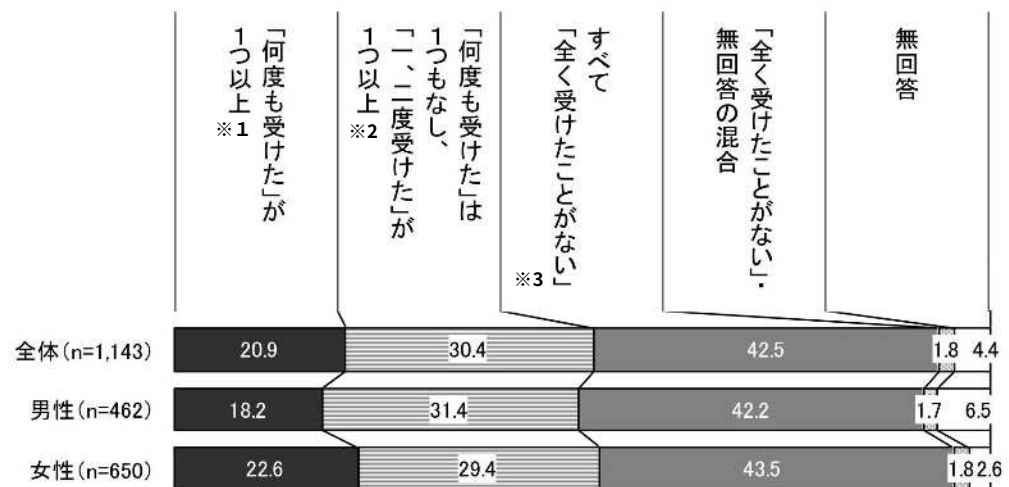
今後は、DVやデートDVを防止するための啓発や情報提供をさらにすすめ、社会全体で暴力を許さない意識づくりを推進します。

※ デートDV

恋人同士など結婚していない男女間で起こる暴力のことを言います。身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声で怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為が学生など若年者においても起きています。

これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性もあり対策が必要となっています。

配偶者等からの暴力の被害経験（全体・男女別）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

配偶者等からの暴力について、「何を言っても長期間無視する」、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつける等の行為をする」など複数の質問を設定し、それぞれの質問に対して、「何度も受けた」、「一、二度受けた」、「全く受けたことがない」の選択肢を設けました。

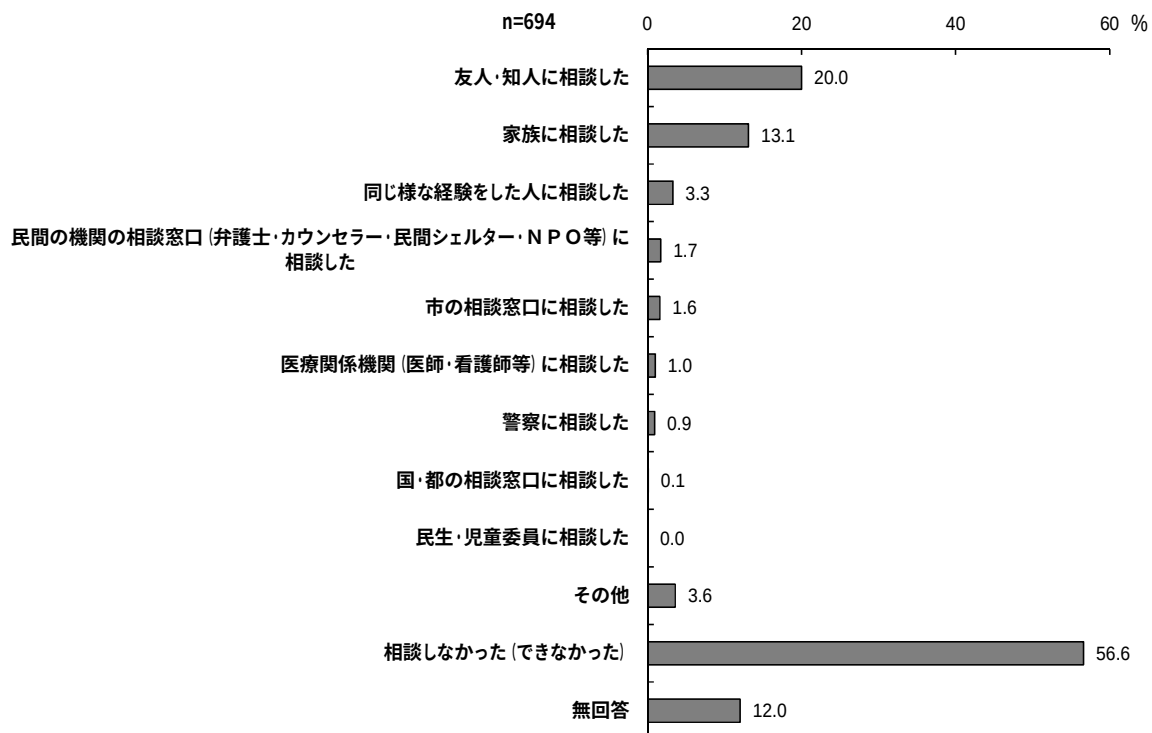
それぞれの質問に対して

※1 は、「何度も受けた」という回答が 1 つ以上あった人の割合。

※2 は、「何度も受けた」が全くなく、「一、二度受けた」という回答が 1 つ以上あった人の割合。

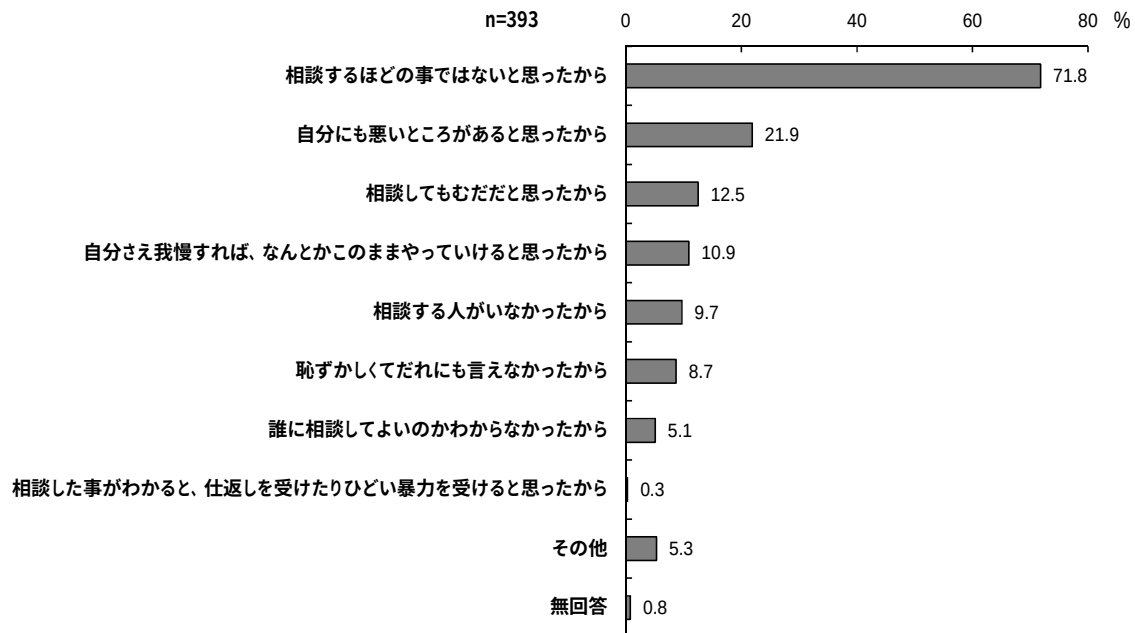
※3 は、すべての質問に対し、「全く受けたことがない」と答えた人の割合。

配偶者等からの暴力の加害者・被害者のうち相談経験の有無（全体・複数回答）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

配偶者等からの暴力の加害者・被害者のうち「相談しなかった（できなかった）」理由
(全体・複数回答)



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ⑩ 配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
14	D V を防止するための意識啓発と情報提供の充実	D V についての認識を深め、防止するための啓発をさまざまな方法で積極的に行います。 ○情報紙、ホームページ等による、意識啓発と情報提供 ○講演会、研修等の実施	男女共同参画課	継続
15	デート D V を防止するための意識啓発と情報提供の充実	デート D V についての認識を深め、防止するための啓発をさまざまな方法で積極的に行います。 ○情報紙、ホームページ等による、意識啓発と情報提供 ○教育現場等に出向いての講座等の実施	学園都市文化課 男女共同参画課	継続
16	関係所管職員の理解を深めるための研修の実施	D V 被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修を実施します。	男女共同参画課	継続

施策（2）

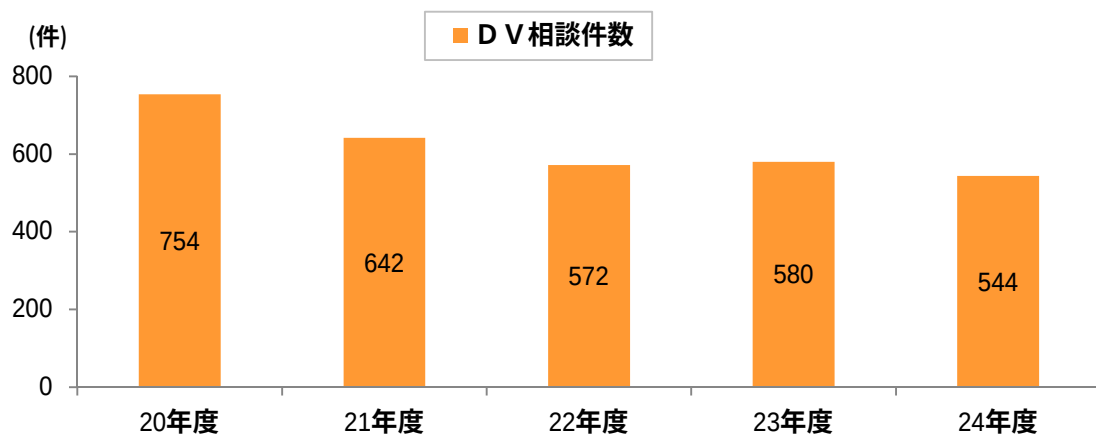
相談体制の強化と被害者保護・自立支援の充実

配偶者等からの暴力は多様かつ複雑であり、外部から発見しづらく潜在化しやすいという特徴があります。暴力被害の潜在化、深刻化を防ぐためには、被害者が相談しやすい環境を整備することが必要です。各種相談窓口における相談を通して、関係機関の職員が適切に対応し、被害者の状況に応じた支援窓口につなげることが、社会的な支援の第一歩として非常に重要です。

被害者支援においては、早期発見から相談、一時保護、自立支援に至るまで、被害者各々の状況に応じ、適切に対応することが求められます。被害者は、経済的不安や子どもの養育への不安などを抱え、加害者から逃れるために大きな決断を必要とします。被害者や周囲の人々が安心して相談できる体制、被害者の安全確保と自立に向けた支援体制を整え、暴力被害の防止と被害者の保護・支援に取り組みます。

またDV防止法が市町村の努力義務としている※配偶者暴力相談支援センターとしての機能を備えるよう検討をすすめます。

男女共同参画センター相談件数の推移



資料：八王子市男女共同参画課調べ

※ 配偶者暴力相談支援センター

相談、一時保護、就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供などを行う、DV被害者支援のための拠点です。

取組内容

施策の方向 ⑪ 相談体制の強化

No.	取組名	概要	所管	区分
17	DV被害者の早期発見と支援のための相談の実施	各相談事業におけるDV被害者の早期発見及び関係機関との連携強化により被害者支援を行います。	男女共同参画課 総務課 市民生活課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉第一課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 保健対策課 子ども家庭支援センター 子育て支援課 教育支援課	継続

施策の方向 ⑫ 被害者の安全確保のための支援

No.	取組名	概要	所管	区分
18	DV被害者の安全確保のための支援	関係機関と連携、協力しDV被害者の安全確保を図ります。 ○緊急一時保護の実施及び支援 ○情報管理の徹底	高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉第一課	継続
19	民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保	DV被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターに対し、補助金を交付することにより、運営の安定を図り、DV被害者の安全確保につなげます。 ○民間シェルターに対する補助金の交付	男女共同参画課	継続
20	外国人DV被害者のための通訳等の支援	外国人DV被害者の安全確保のため、関係機関と連携、協力して支援を行います。 ○外国人への相談に関する情報提供 ○外国人のための相談の実施と通訳の支援	多文化共生推進課 男女共同参画課	継続
21	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務において被害者の申出に基づき、加害者からの住民票の写し等の請求を拒むことにより、支援を行います。	市民課	継続
22	児童・生徒の安全確保と就学に関する支援	DV被害者の子どもの就学に関する手続きについて支援を行います。また、DV被害者とその子どもの情報管理を徹底します。	教育支援課	継続

施策の方向 ⑬ 被害者の自立支援体制の充実

No.	取組名	概要	所管	区分
23	被害者の就労等における支援の実施	DV 被害者に対し、自立に向けた就労等の支援を行います。 ○就労等自立に向けた講座の実施 ○生活の自立に向けた支援	男女共同参画課 生活福祉第一課 子育て支援課	継続
24	被害者の子育てに関する手当支給の手続きに対する支援	子どもを養育するDV被害者に対し、関係所管と連絡調整を行い、子育てに関する手当支給の手続きについて支援を行います。	子育て支援課	継続
25	被害者の国民健康保険加入等の手続きに対する支援	DV 被害者の国民健康保険加入等の手続きについて関係機関と連絡調整を行い、保険証の交付及び医療機関等の受診に支障がないよう支援を行います。	保険年金課	継続
26	被害者の住宅に関する支援	市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連絡調整を行い、住宅を探すための情報提供を行います。	住宅政策課	継続
27	保育所、学童保育所等の入所に関する支援	DV 被害者が養育する子どもの保育所、学童保育所等の入所に関する支援を行います。 ○認可保育所等の入所に関する手続きの支援 ○学童保育所の入所に関する手続きの支援 ○DV被害者等に関する情報管理の徹底	保育幼稚園課 児童青少年課	継続

施策の方向 ⑭ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

No.	取組名	概要	所管	区分
28	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者等からの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センター機能を備えるよう検討を行います。	男女共同参画課	新規

施策（3）

関係機関との連携強化

配偶者等からの暴力の防止やDV被害者保護、自立等の支援を適切に行っていくためには、警察や女性相談センター等関係機関が密接に連携することが必要です。DV被害者の状況に応じ、切れ目のないきめ細かい対応を行い、暴力被害の防止、DV被害者の保護と自立に向けた支援を行うため、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。また、被害者支援を行っている民間団体との連携・協働による被害者支援をすすめます。

取組内容

施策の方向 ⑮ 関係機関等との連携による被害者支援の強化

No.	取組名	概要	所管	区分
29	警察・女性相談センター等関係機関との連携	DV被害者支援連絡協議会を通じ、情報の共有を図り、DVの防止、早期発見、被害者の自立に向けて連携を強化します。	男女共同参画課	継続
30	DV被害者支援を行う民間団体への支援	DV被害者支援を行う民間団体に対し活動場所の確保等の支援を行います。	男女共同参画課	継続

重点課題 2 女性の性と生殖に関する健康と権利の確立

〔現状と課題〕

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、女性自身が自らの体と健康に関する正しい知識を持ち、子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題としてとらえる考え方です。女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶことができる社会が求められています。また、女性は思春期から妊娠・出産など生涯を通して男性とは異なる特有の生理的機能を有しています。そのため、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援が必要となります。

性の商品化やセクシュアル・ハラスメントなども人権を侵害するものであり、防止のための取組が求められています。

〔めざす方向〕

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方にに基づき、妊娠・出産や性に関する基本的理解を深めるための啓発、性の商品化やセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発をすすめます。また、女性のライフステージに応じた健康支援を行います。

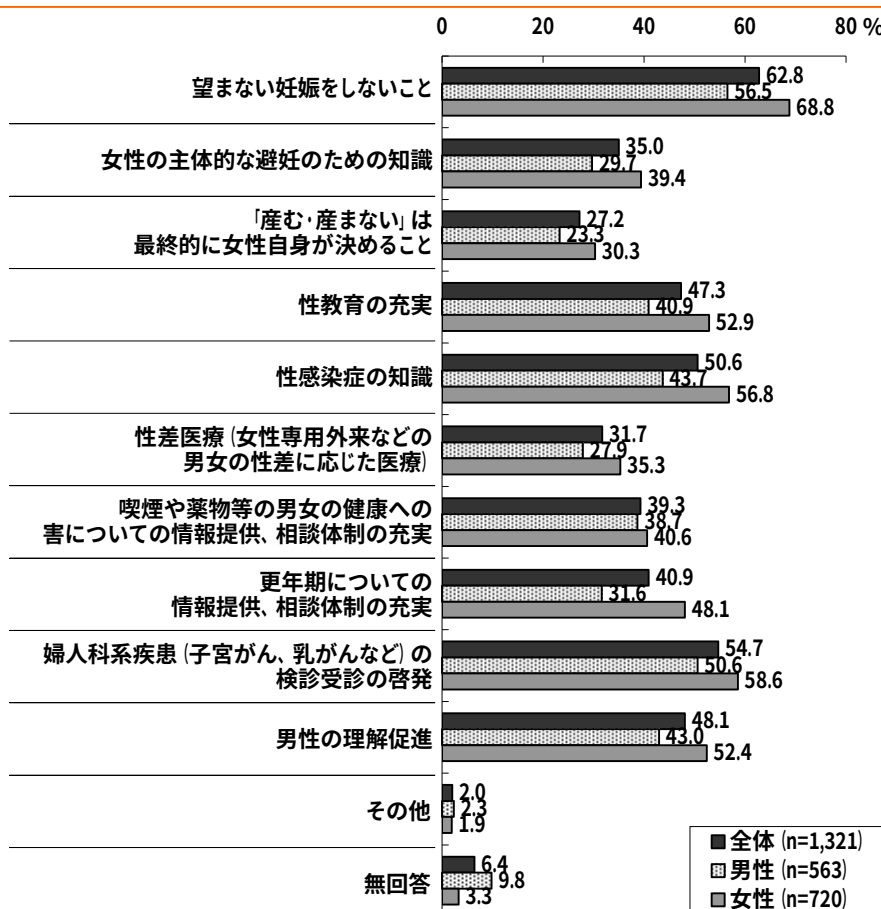
施策（1）

妊娠・出産と性に関する基本的理解の促進

男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するための前提と言えます。特に女性は、妊娠や出産など人生の各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面することを、男女とも理解することが求められます。平成 24 年度市民意識・実態調査によると、「女性の生涯を通じた健康を考えると、女性にとって重要なこと」は、「望まない妊娠をしないこと」と思う人の割合が 62.8%、「婦人科系疾患（子宮がん、乳がんなど）の検診受診の啓発」と思う人の割合が 54.7%、「性感染症の知識」と思う人の割合が 50.6%となっています。

男女が互いの性を尊重し、共に自らの心と体の健康管理を行い、妊娠・出産に関しても自ら主体的に判断できるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の視点に立ち、妊娠・出産と性に関する基本的認識の理解促進を積極的に行います。

女性の生涯を通じた健康を考えると、女性にとって重要なこと（全体・男女別・複数回答）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ⑬ 妊娠・出産と性にかかわる健康についての啓発と情報提供

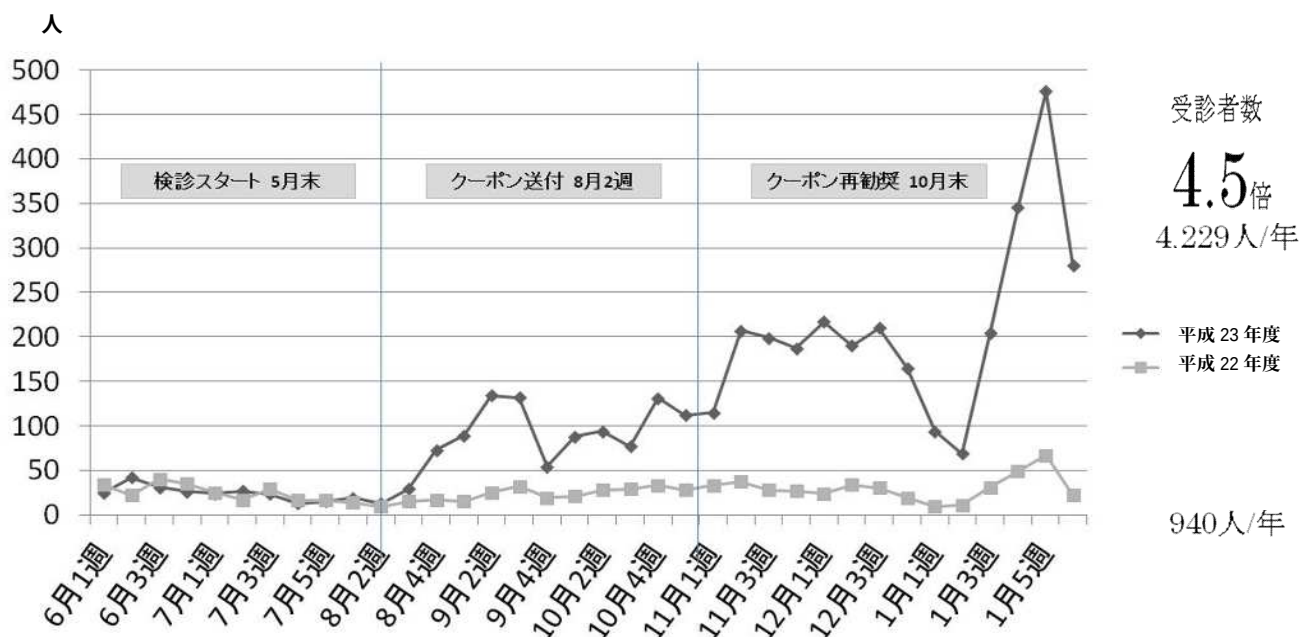
No.	取組名	概要	所管	区分
31	女性の性の健康に関する意識啓発と情報提供	女性の性の健康に関する理解を深めるための意識啓発と情報提供を行います。 ○講座の実施 ○情報紙、ホームページ等による意識啓発と情報提供	男女共同参画課	継続
32	母子の健康に関する情報提供	妊娠期からの母子の健康に関する情報提供を行います。 ○「親と子の保健バッグ」の配布	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	継続
33	学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	適正な性教育を実施することにより、妊娠など性にかかわる健康への理解を児童期から促進します。 ○各学校における学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施	指 導 課	継続
34	性被害から青少年を守るための意識啓発と情報提供の充実	青少年の性被害等について青少年健全育成団体等への情報提供や意識啓発を行います。 ○青少年育成指導員等による地域パトロールの実施	児 童 青 少 年 課	継続

施策（2）

ライフステージに応じた女性の健康支援

女性が生涯にわたって健康な生活をおくるためには、子宮頸がん・乳がんなどの予防や早期発見、妊娠・出産・更年期などライフステージに応じた健康支援を充実していくことが必要です。市が実施する検診について効果的な受診勧奨を行い、より多くの女性が自身の体に関心をもち受診すること、科学的根拠に基づいた有効な検診を実施すること、女性特有の体の変化に応じた健康相談を行うことにより女性の健康支援を行います。

平成 23 年度 子宮頸がん検診無料クーポン券送付対象者の受診動向（前年度比較）



※ このグラフは、平成 23（2011）年度当初に 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳の女性を対象に「子宮頸がんクーポン券」を送付し、その後「受診の再勧奨」をすることによる受診動向と、同じ対象者の前年度（平成 22（2010）年度、「クーポン券の送付」無し）の受診動向を比較したものです。「子宮頸がんクーポン券の送付」、「受診の再勧奨」により、受診者数は 4.5 倍に伸びています。

<参考>

平成 23 年度子宮頸がんクーポン券送付対象者 18,197 人

平成 23 年度受診者数 4,229 人、受診率 23.2%

平成 22 年度受診者数 940 人、受診率 5.2%

取組内容

施策の方向 ⑰ 妊娠・出産と性にかかわる健康への支援の充実

No.	取組名	概要	所管	区分
35	検査・検診の実施	性にかかわる健康支援及び女性特有の疾病を早期に発見するための検査・検診を実施し、健康支援の充実を図ります。 ○各種検査・検診の実施 ○検診を推進するための啓発の実施	成人健診課 保健対策課	継続
36	女性のライフステージに応じた健康相談	妊娠、出産、更年期等女性特有の体の変化に応じた健康相談を行うことにより、各ライフステージにおいて健康を維持できるよう支援を行います。 ○あかちゃん訪問や乳幼児健診を通じた女性の心身の健康に関する情報提供や相談の実施	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	継続

施策（3）

人権尊重の意識づくり

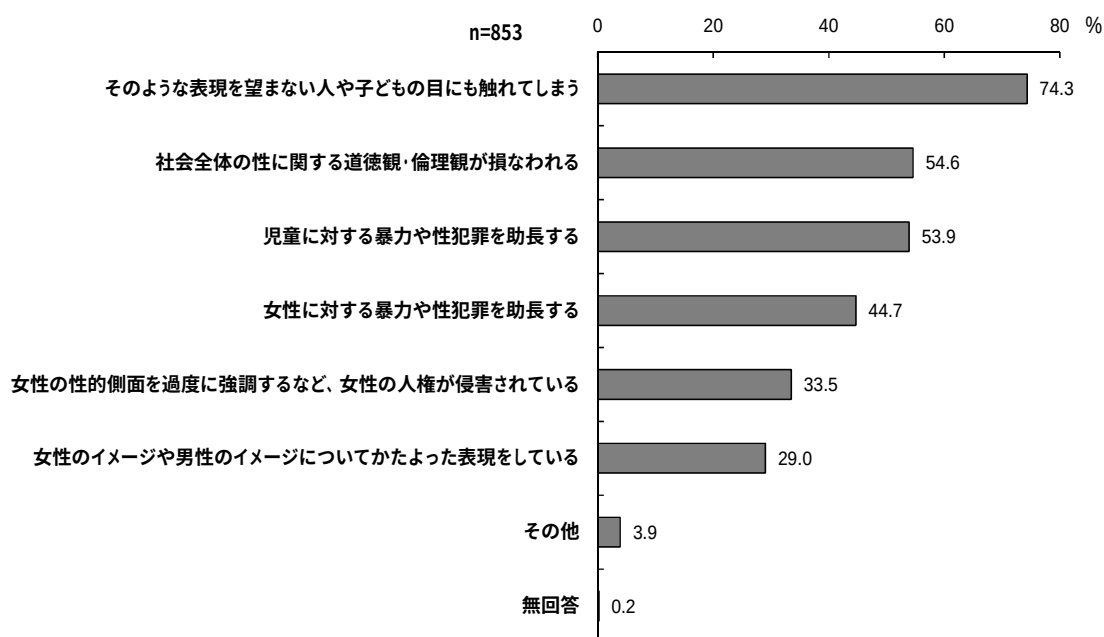
セクシュアル・ハラスメント、性暴力などは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。これらの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、女性の性を商品化し興味本位に扱う意識が潜んでいます。また、テレビや雑誌等のメディアによる影響力は極めて大きく、中には性別による固定的な役割分担意識にとらわれたものや女性に対する暴力表現などが、性に対する誤ったイメージを作り出し社会全体に影響を及ぼすものもあります。平成24年度市民意識・実態調査でも32.2%の人が「メディアにおける性・暴力表現に問題がある」と回答し、「どのような点で問題があると思うか」という問いについては、「そのような表現を望まない人や子どもの目にも触れてしまう」が74.3%、「社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれる」が54.6%となっています。

人権の尊重は男女共同参画社会の前提となるものです。男女が性による身体的な違いを理解し互いに思いやりを持つこと、また性同一性障害などの※性的マイノリティへの配慮など、性の多様性を認め合うことが重要となります。重大な人権侵害である性の商品化やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発と情報提供を行います。

※ 性的マイノリティ

性的少数者のことをあらわします。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々などを含む総称です。

メディアにおける性・暴力表現についての問題意識（全体・複数回答）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ⑬ 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
37	性の商品化や※メディアリテラシー等についての意識啓発	性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を行います。 ○講座の実施 ○チラシ、情報紙の作成・配布	男女共同参画課	継続
38	セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発と情報提供	セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発及び情報提供を行います。 ○情報資料の収集と提供 ○関係機関と連携した講座の実施 ○職員対象のハラスメント防止研修の実施	男女共同参画課 安全衛生管理課	継続

※ メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

めざす姿3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会

重点課題 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識づくり

[現状と課題]

性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが必要です。一人ひとりが各々のライフステージにおいて、自らに合った仕事と家庭生活や地域活動などへのかかわり方を選択していくことが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解することが必要です。

[めざす方向]

市民及び事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。また、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組をすすめます。

施策（1）

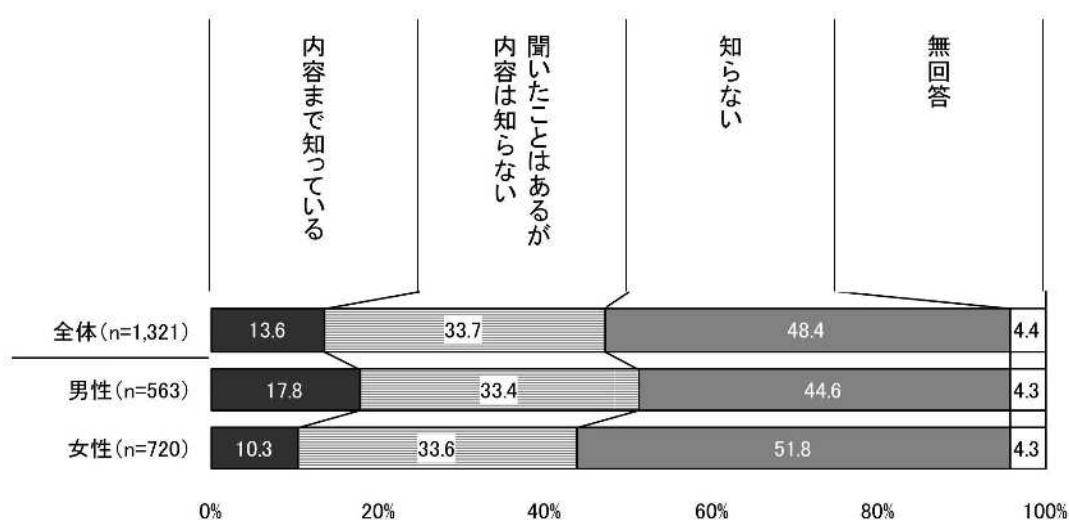
ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、その重要性を市民、事業者が認識することがその第一歩となります。しかし、平成 24 年度市民意識・実態調査によると「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について「内容まで知っている」と回答した人は 13.6%でした。「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人は 33.6%と 8 割を超え、ワーク・ライフ・バランスの認知度は低い状況です。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業者に浸透させ、男女が共に仕事と子育て、介護、地域活動などを充実させ豊かな生活を送れるよう取り組みます。

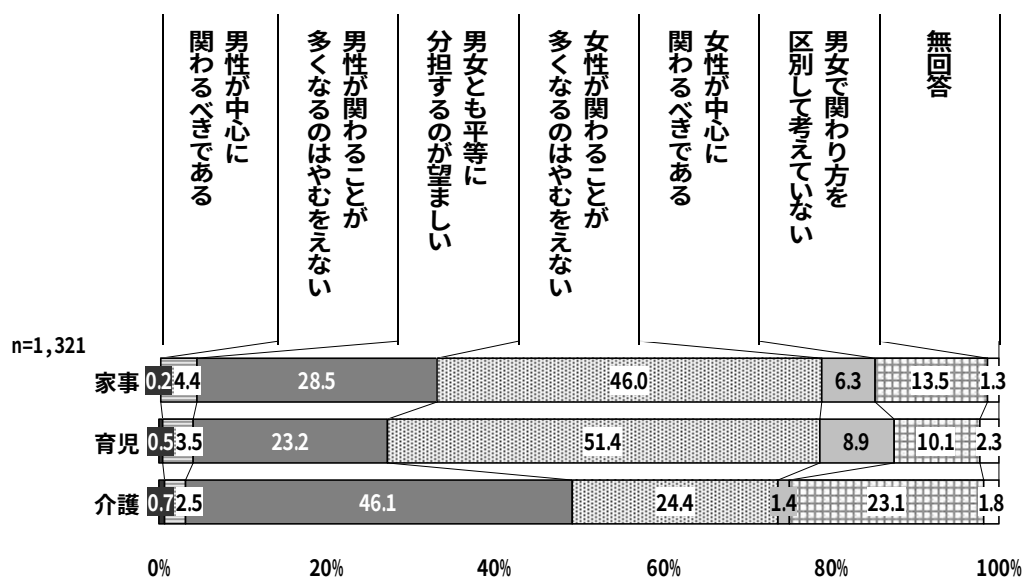
また、さまざまな市民サービスを行う行政において、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発をすすめます。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（全体・男女別）



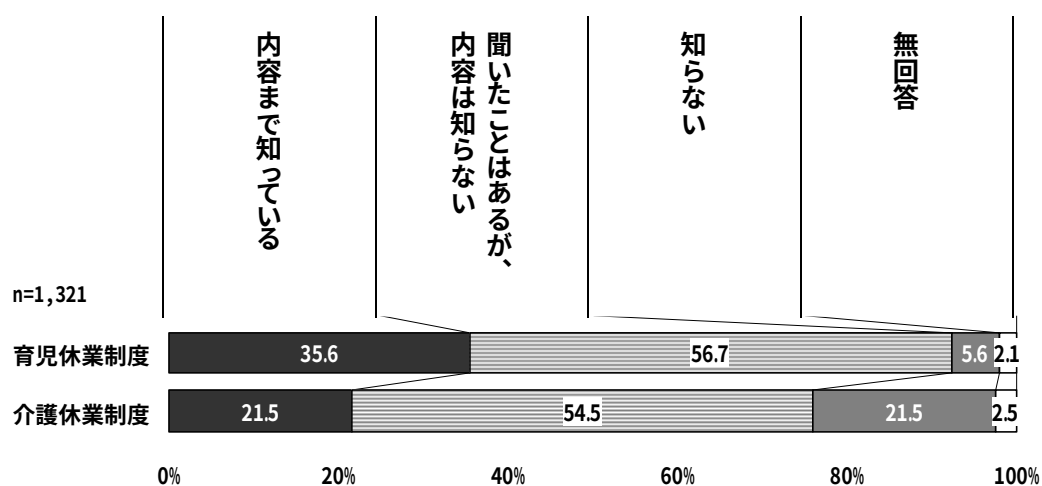
資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

家事・育児・介護についての男女のかかわり方の考え（全体）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

育児・介護休業制度の認知度（全体）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ①9 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
39	ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発と情報提供	市民のワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発と情報提供をさまざまな方法により積極的に行います。 ○講座の実施 ○チラシ・パンフレット・情報紙の作成・配布 ○ホームページによる情報提供	男女共同参画課	継続

施策の方向 ②0 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

No.	取組名	概要	所管	区分
40	ワーク・ライフ・バランスの推進のための労働関係法規等の周知と意識啓発	事業者を対象としたセミナー等の開催によりワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。 ○関係機関と連携したセミナー等の開催 ○事業者向けワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの作成・配布	男女共同参画課 産業政策課	継続
41	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の紹介と支援	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を積極的に紹介し、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進を支援します。さらに、企業自身の主体的な取組を促進させるしくみと環境を整備します。 ○子育て応援企業への情報提供 ○ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の紹介 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰制度の検討	男女共同参画課 子どものしあわせ課	継続

施策の方向 ②① 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組名	概要	所管	区分
42	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	各職場において、ワーク・ライフ・バランス推進に向け取り組みます。	全 課	新規
		全所管に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を働きかけます。	男女共同参画課 安全衛生管理課	新規
43	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり	育児休業及び介護休暇制度を周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりをすすめます。 ○行政情報ネットワーク等を利用した育児休業や介護休暇制度の周知 ○育児休業者の復職を支援する研修の実施	男女共同参画課 労 務 課	継続

施策（2）

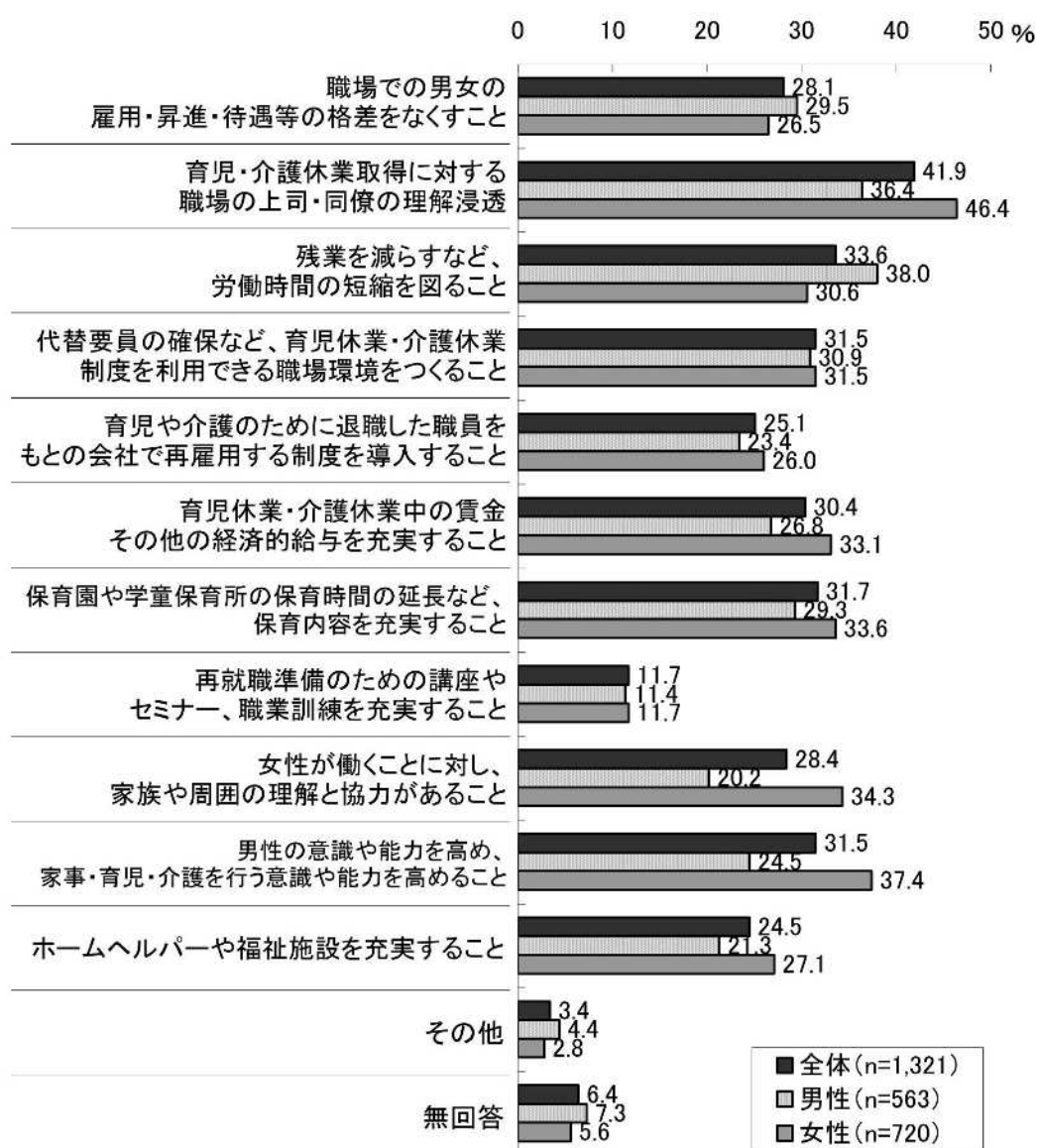
男性の家庭生活や地域活動への参画促進

少子高齢化が進み、共働き世帯が増える中、男性は外で働き女性は家庭を守り子どもを育てるという生活スタイルを見直し、男女が家庭も仕事も支え合うことが必要です。

平成 24 年度市民意識・実態調査によると、「ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要なこと」として、「育児・介護休業取得に対する職場の上司・同僚の理解浸透」と思う人の割合が 41.9%、「残業を減らすなど、労働時間の短縮を図ること」と思う人の割合が 33.6%と続いています。「男性の意識や能力を高め、家事・育児・介護を行う意識や能力を高めること」と思う人の割合も、31.5%と 3 割を超え、特に女性では 37.4%の人が「重要である」と回答しています。また、「グループやサークル、団体などの活動への参加に支障となること」については、35.3%の男性が「仕事が忙しい」を理由としてあげています。

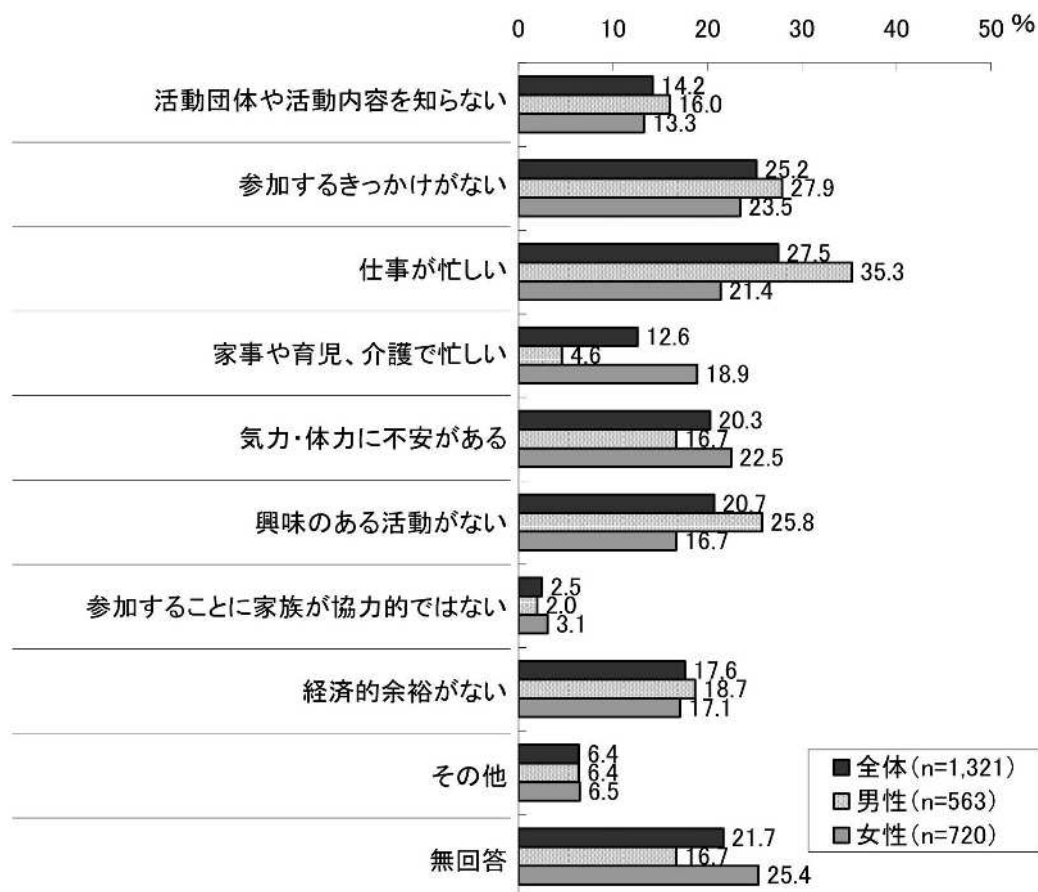
男性自身がワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、家庭生活や地域活動などに参画するきっかけとなる場を積極的に提供していきます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要なこと（全体・男女別・複数回答）



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

地域活動のためのグループやサークル、団体などの活動への参加に支障となること
(全体・男女別・複数回答)



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ②② 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進

No.	取組名	概要	所管	区分
44	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	男性が家事・育児・介護等、家庭生活に積極的に参画するための講座を実施します。	男女共同参画課	継続
45	育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施	妊娠期から講座等により、父親の積極的な育児参画を図ります。 ○妊娠期の母親、父親を対象とした講座の実施 ○「父親ハンドブック」の配布	大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	継続

施策の方向 ②③ 男性の地域活動への参画促進

No.	取組名	概要	所管	区分
46	地域活動への参加を促すための機会の提供	男性の地域活動への参加のきっかけとなる講座等の実施や生涯学習を支援する人材の養成を行います。 ○地域活動に参加するきっかけとなる講座等の実施 ○「生涯学習コーディネーター」養成講座の実施	協働推進課 生涯学習政策課	継続

重点課題 2 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

[現状と課題]

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、仕事と生活の調和を図りたいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に退職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いています。女性の能力が仕事を通じ社会で十分に活かされないことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失です。女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と両立できるよう、子育て支援のさらなる充実が求められています。さらに、近年は仕事と介護の両立が男女共に大きな課題となっています。今後は、子育て支援とともに介護への支援の充実が必要です。

[めざす方向]

だれもが仕事と子育て、介護、地域活動など、自らの望むバランスを実現し、いきいきと生活できるよう、子育て、介護などへの支援を充実し、多様な働き方を可能とする環境整備を推進します。

施策（1）

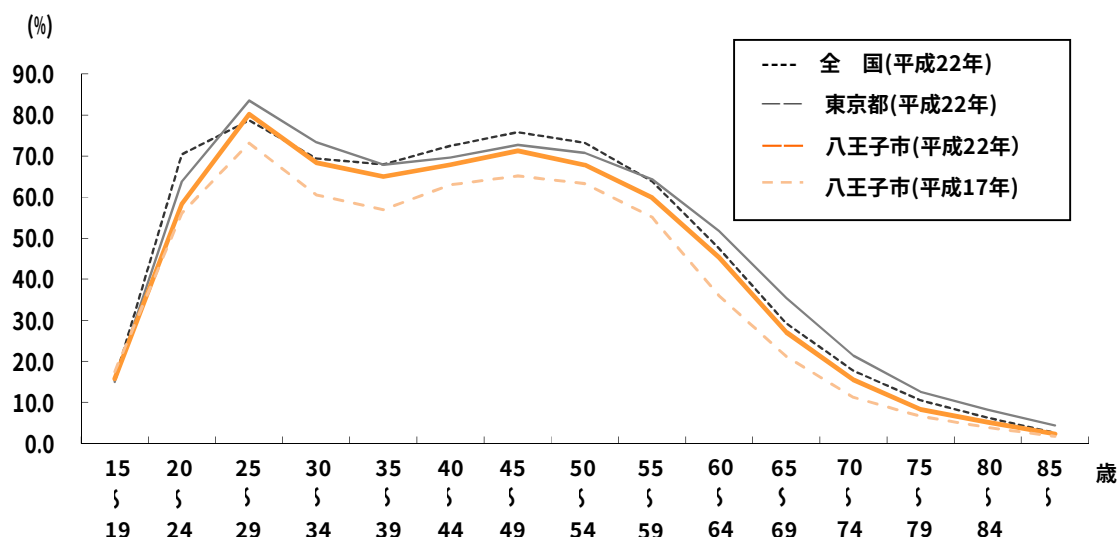
多様な働き方を支援するための環境の整備

男女が共に仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

平成 22（2010）年に実施した国勢調査によると、八王子市の女性の年齢別労働力率は、平成 17（2005）年よりも各年代で上昇しており、30 歳代でもっとも低くなるM字型曲線のカーブはゆるやかになってきていますが、いまだ出産や子育てによって離職する女性が多い現状です。女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と両立しながら働き続けるためには、子育てや介護サービスの充実が必要です。また、介護は女性だけの問題ではなく、近年は介護を理由に離職する男性も増えています。平成 24 年度市民意識・実態調査でも、「男女共同参画社会を形成していくため、今後、市が力を入れるべきこと」として「男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」と回答した人の割合が 69.3%とともっとも高くなっています。

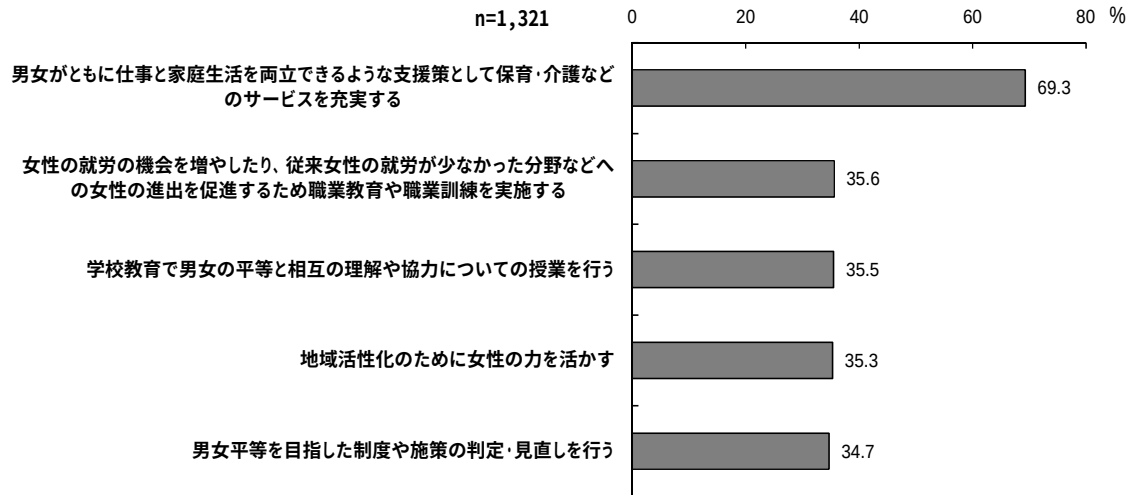
子育て支援、介護への支援等、多様な働き方を支援するための環境を整えます。

女性の年齢別労働力率（全国・東京都・市）



資料：国勢調査（平成 22・17 年）

男女共同参画社会を形成していくため、今後、市が力を入れるべきこと
(全体・上位5位・複数回答)



資料：平成 24 年度 男女共同参画に関する市民意識・実態調査（八王子市）

取組内容

施策の方向 ② 子育て支援の充実

No.	取組名	概要	所管	区分
47	保育所等の受け入れ態勢の充実	保育所等の受け入れ定員の拡大を図ることにより、保護者が安心して働くことができる環境を整備します。 ○待機児童解消に向けた取組の実施	保育対策課	継続
48	障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実	保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。 ○障害児保育 ○一時保育 ○病児病後児保育	保育幼稚園課	継続
49	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域での育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業により、子育ての支援を行い、保護者と子どもの生活の安定を図ります。	子育て支援課	継続
50	子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実	保護者の疾病、仕事等により一時的に子どもの養育が困難な状況となった場合に、子どもを宿泊を伴って預かるショートステイや夕方から夜間預かるトワイライトステイにより、保護者と子どもの生活の安定を図ります。 ○ショートステイ、トワイライトステイの利用促進	子ども家庭支援センター	継続
51	学童保育所等の受け入れ態勢の充実	学童保育所等の受け入れ態勢を強化し、児童の居場所を確保することにより子育て支援を行います。 ○緊急時の保育等、学童保育の充実	児童青少年課	継続
52	親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実	「親子ふれあい広場」「親子つどいの広場」の利用を通し、子育てに対する支援を行います。 ○養育に対する助言 ○父親の育児への積極的参加の促進	子ども家庭支援センター	継続
53	ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施	経済的に厳しい状況に置かれることの多いひとり親家庭の生活安定と社会的自立を支援します。 ○ひとり親家庭の就労に向けた講座の実施 ○ハローワークと連携した就労支援や、就労に結びつく可能性の高い資格取得に向けた給付金の支給による自立に向けた支援	男女共同参画課 子育て支援課	継続
54	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行い、生活の安定を支援します。	子育て支援課	継続

施策の方向 ②⑤ 介護への支援の充実

No.	取組名	概要	所管	区分
55	介護に関する知識の普及	働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、介護サービスについての知識の普及に努め、介護に関する知識や技術の向上を図ります。 ○はちおうじ出前講座や講演会の実施 ○広報やパンフレットによる周知 ○家族介護教室等の開催	高齢者福祉課 介護保険課	継続
56	高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施	介護者の疾病や冠婚葬祭等、一時的に介護が困難な状況となった場合に、ショートステイや緊急一時保護により、高齢者、障害者と家族の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。 ○高齢者緊急一時保護事業 ○高齢者の生活支援ショートステイ ○心身障害者（児）認定短期入所 ○心身障害者（児）の日中一時支援 ○心身障害者（児）の緊急一時家庭保護	高齢者福祉課 障害者福祉課	継続
57	自立支援及び介護予防の促進	高齢者が要介護状態とならず自立した生活がおくれるよう、介護予防の意識づくりをすすめるとともに、健康を維持するための支援を行います。 ○介護予防教室の開催 ○家族介護者教室の開催 ○自立した生活機能維持のための介護予防の普及啓発の実施	高齢者いきいき課 高齢者福祉課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター	継続

施策の方向 ②⑥ 出産・子育て、介護等のために、離職した女性への就労支援

No.	取組名	概要	所管	区分
58	就業支援のための講座の実施と情報提供	出産・子育て、介護等のために、離職した女性の就業につながる知識の習得や意識向上を図ります。 ○再就職等をめざす女性を対象としたセミナーや講座等の実施 ○チラシやパンフレットによる情報提供	男女共同参画課 産業政策課	継続
59	女性の起業への支援	起業をめざす女性に対する支援を行います。 ○女性の起業に向けた講座の実施 ○創業塾等による創業支援 ○資金面による創業支援	男女共同参画課 産業政策課 企業支援課	継続
60	八王子しごと情報館での情報提供と就業支援	就業を希望する女性に対し、八王子しごと情報館において、ハローワークと連携して情報提供と就業のための支援を行います。 ○しごと情報館相談員による職業相談 ○子育て中の女性が利用しやすい環境の提供	男女共同参画課 産業政策課	継続

男女共同参画の推進

第3次プランの推進に当たっては、男女共同参画課を中心とした庁内組織の連携のもと取り組んでいきます。また、八王子市男女共同参画施策推進委員会による進行管理を行い、着実に事業を実施していきます。さらに、市職員一人ひとりの男女共同参画の視点に立った取組や市民との協働により、第3次プランの実効性を高めます。

(1) プランの進行管理

第3次プランの進行管理に当たっては、学識経験者、公募市民等から組織された八王子市男女共同参画施策推進委員会において、毎年度、取組の実績とその成果を評価し、その評価結果を次年度以降の施策に反映します。

取組	所管
○八王子市男女共同参画施策推進委員会による事業評価 ○事業評価結果の公表	男女共同参画課

(2) 男女共同参画センターの運営

男女共同参画施策推進の拠点である「男女共同参画センター」の更なる周知を図るとともに、男女共同参画の視点に立った講座等や相談業務などその機能を充実させ、より効果的に事業を展開します。

取組	所管
○男女共同参画センター及びセンター事業の周知・情報発信 ○学習、交流の機会の提供 ○相談事業の充実 ○情報の収集と提供 ○学習、相談等における託児の実施 ○調査、研究の実施	男女共同参画課

(3) 国・東京都等との連携

男女共同参画社会の実現に向けた課題には、市だけでは解決できないものが多く存在しており、法や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報共有を図ります。

IV 資料

1. 男女共同参画に関する市民意識・実態調査

第3次プランで引用している「平成24年度 市民意識・実態調査」結果のうち、「III 計画の内容」に掲載しているもの以外について、ここで示しています。

実施概要

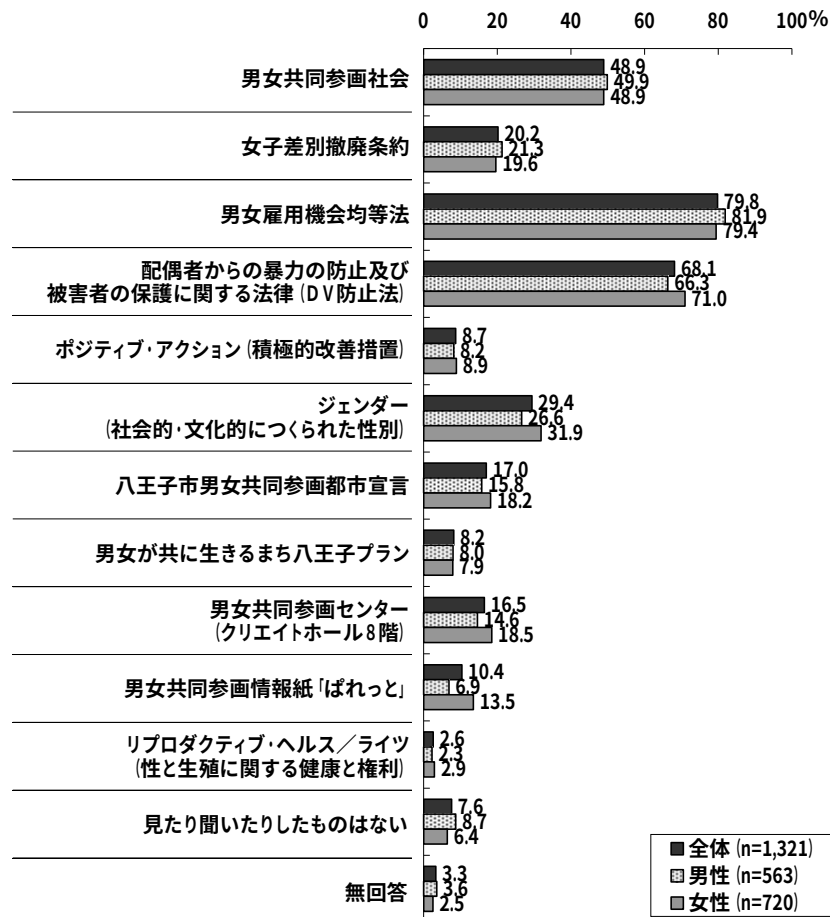
事 項	内 容
○調査地域	八王子市全域
○調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女 3,000人
○調査方法	郵送配布－郵送回収による調査
○調査期間	平成24（2011）年10月11日～10月31日

回収結果

	配付数	有効回収数	有効回収率
全 体	3,000	1,321	44.0%
男 性	1,500	563	37.5%
女 性	1,500	720	48.0%
性別不明	—	38	—

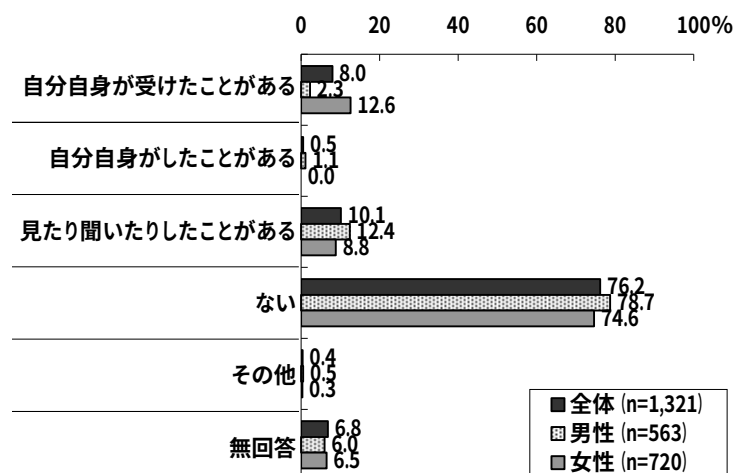
調査の結果

(1) 男女共同参画に関する言葉の認知度（全体・男女別・複数回答）



(2) 身近なところでのセクシュアル・ハラスメントの有無

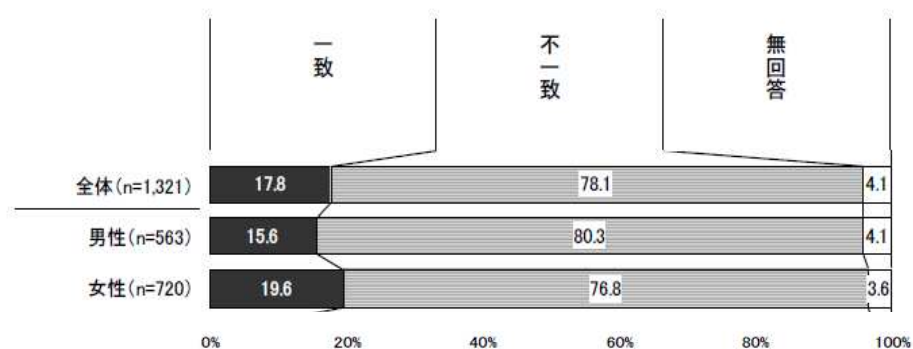
（全体・男女別・複数回答）



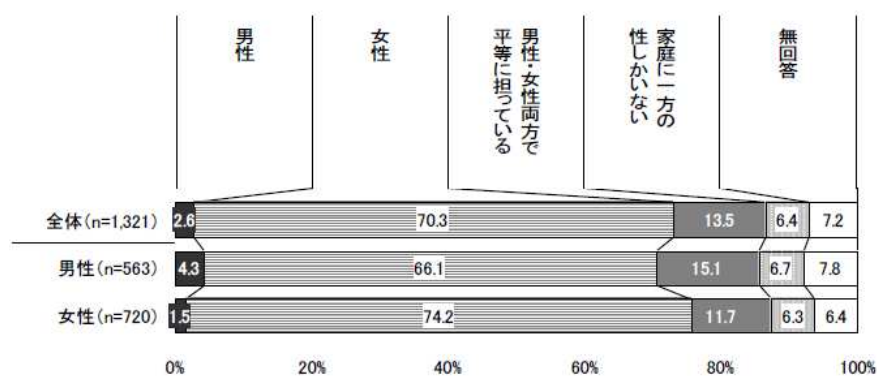
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（全体・男女別）

※「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について

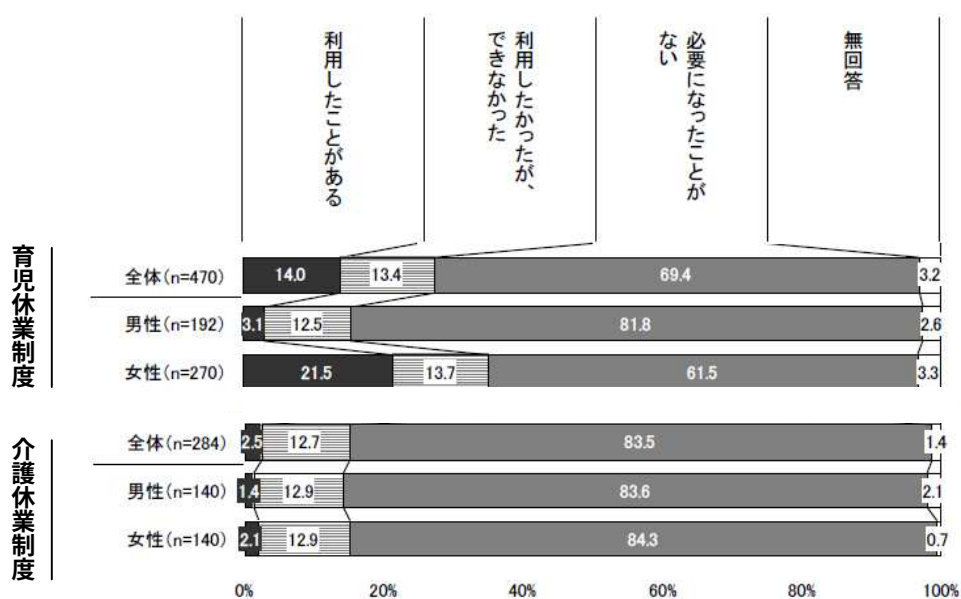
実際の生活と理想の生活の回答を集計した結果



(4) 家庭における家事への男女の関わり方（全体・男女別）



(5) 育児休業制度・介護休業制度の利用状況（全体・男女別）



2. 男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置要綱

平成18年4月1日施行

改正	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年6月1日	平成25年4月1日	平成25年8月26日

(設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るため、男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの策定及び変更に関すること。
- (2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する事項

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、男女共同参画課長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 連絡会は、必要があると認めるときは、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(実務担当者会)

第6条 必要に応じ、連絡会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、連絡会から付託された事項について調査、検討等を行う。
- 3 実務担当者会は、連絡会が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、会長が招集し、これを主宰する。
- 5 会長は、実務担当者会において検討した事項を連絡会に報告する。

(庶務)

第7条 連絡会及び実務担当者会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表 (平成25年8月26日現在)

総合経営部	総合計画第一課長
市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 多文化共生推進課長 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 労務課長 安全衛生管理課長
生活安全部	防災課長
市民部	市民生活課長 市民課長
福祉部	高齢者いきいき課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害者福祉課長 生活福祉第一課長
医療保険部	成人健診課長 保険年金課長 大横保健福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
健康部	保健対策課長
子ども家庭部	子どものしあわせ課長 子ども家庭支援センター館長 保育対策課長 保育幼稚園課長 子育て支援課長 児童青少年課長
産業振興部	産業政策課長 企業支援課長
まちなみ整備部	住宅政策課長
学校教育部	教育支援課長 指導課長 統括指導主事
生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課長 学習支援課長
図書館部	中央図書館長 生涯学習センター図書館長 南大沢図書館長 川口図書館長

3. 八王子市男女共同参画施策推進委員会設置要綱

			平成 16 年 9 月 1 日施行
改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 5 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	

(設置)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るため、八王子市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市長は、推進委員会に、次に掲げる事項の検討をさせ、検討された結果について報告を受けるものとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」についての提言に関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会の構成員は、別表に掲げる13人以内の委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期については前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第6条 推進委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

選出区分	人数
学識経験者	2 名以内
労政を代表する者	1 名以内
事業者を代表する者	3 名以内
地域を代表する者	2 名以内
教育を代表する者	1 名以内
男女共同参画センター運営懇談会を構成する委員	2 名以内
公募市民	2 名以内

八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
小林 昭代	学識経験者	会 長
内藤 準	学識経験者	
鈴木 紀之	労政を代表する者	副会長
加藤木 澄子	事業者を代表する者	
藤山 隆	事業者を代表する者	
廣木 佑実	事業者を代表する者	
石井 はつ子	地域を代表する者	
今泉 満政	地域を代表する者	
中込 順子	教育を代表する者	
久保田 英夫	公募市民	
宮 昭久	公募市民	
押田 哲雄	男女共同参画センター運営懇談会を構成する委員	
斉藤 義子	男女共同参画センター運営懇談会を構成する委員	

4. 八王子市男女共同参画施策推進委員会提言書

平成 25 年 4 月 16 日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

八王子市男女共同参画施策推進委員会
会 長 小 林 昭 代

「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）（仮称）」の策定について（提言）

平成 24 年 12 月 11 日付 24 八推参発第 151 号により依頼のあったこのことについて、下記のとおり提言します。

記

平成21年3月に策定した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）」の計画期間が平成25年度末で終了することを踏まえ、新たなプランの策定に向けた基本的な考え方について、本委員会として提言するものです。

1 本市の男女共同参画の現状について

男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）（以下「第2次プラン」という。）の進捗状況を調査するため、平成 24 年 10 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「今回調査」という。）を基に、以下のとおり検証しました。

（1）「男女平等と男女共同参画の意識づくり」について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」と回答した方は 49.9%、「反対」と回答した方は 47.6%となっています。この割合は、本市が平成 19 年 10 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「前回調査」という。）の結果と比較すると「賛成」と回答した方は、59.4%から 9.5 ポイント減少し、「反対」と回答した方は、39.6%から 8.0 ポイント増加するなど、「性別役割分担意識」に変化がみられます。性別では、「賛成」と回答した男性は 56.3%、女性は 44.9%であり、男性が女性より 11.4 ポイント高く、「反対」と回答した男性は 40.7%、女性は 53.1%であり、女性が男性より 12.4 ポイント高くなっており、男女の間で意識の違いが見られます。
- 「育児について、女性が関わるが多くなるのはやむをえない」と回答した方は 51.4%となっています。この割合は、前回調査結果の 49.3%と比較してほぼ変わりませんでした。「男性が関わるが多くなるのはやむをえない」と回答した方は 3.5%で、前回調査結果の 3.9%と比較してほぼ変わりませんでした。育児に関する男女共同参画の意識は、横ばいであることが分かりました。
- 「女性が中心に育児を担っている」と回答した方は74.8%となっています。この割合は、前回調査結果の77.7%と比較すると2.9ポイント減少しています。「男性が中心に関わっている」と回答した方は1.2%で、前回調査結果の0.3%と比較してほぼ変わりませんでした。いまだ7割以上の家庭では、女性が中心に育児を担っている

状況です。

- 「社会全体から見て男性が優遇されている」と回答した方は 74.1%となっています。この割合は、前回調査結果の 76.1%と比較すると 2.0 ポイント減少していますが、いまだ 7 割以上の方が男性優遇と感じています。性別では「社会全体から見て男性が優遇されている」と回答した男性は 64.8%、女性は 81.5%であり、男女の間で意識の違いが見られます。

(2) 「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」について

- 配偶者・パートナーや恋人から「暴力を受けたことがある」と回答した方は 51.3%となっています。この割合は、前回調査結果の 55.6%と比較すると 4.3 ポイント減少しています。「暴力を何度も受けた」と回答した方は 20.9%と前回調査結果の 18.2%と比較すると 2.7 ポイント増加しています。また、「暴力を何度も受けた」と回答した男性は 18.2%と前回調査結果の 10.2%と比較すると 8.0 ポイント増加しています。
- 「暴力をした、または受けたことがある」と回答した方のうち「誰にも相談しなかった、できなかった」と回答した方は 56.6%となっています。前回調査結果の 51.2%と比較すると 5.4 ポイント増加しており、被害を受けても相談につなげていない状況です。また、その理由については、「相談するほどの事ではないと思ったから」と回答した方は 71.8%となっています。前回調査結果の 54.7%と比較すると 17.1 ポイント増加しています。

(3) 「あらゆる分野への男女共同参画の促進」について

- 平成 15 年度から平成 24 年度までの市の基本構想・基本計画である「ゆめおりプラン」の中で、「女性の政策・方針決定過程の場への参画を促進するため、審議会等委員における女性の割合を、平成 24 年度末までに 50%にすること」を目標値として掲げ、女性委員の積極的な登用に取り組みました。しかし、平成 24 年 3 月末の女性委員の割合は 28.6%であり、目標値を達成できていません。
- 地域コミュニティの核となる市内の町会・自治会の会長に女性が就任している割合は、平成 25 年 1 月末現在、565 人中 46 人で 8.1%と低い状況です。

(4) 「男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成」について

- ワーク・ライフ・バランスとは「人それぞれの希望に応じて、「仕事」と、子育てや介護、地域活動等の「仕事以外の生活」の調和が図られている」ことです。今回調査で「その内容まで知っている」と回答した方は 13.6%、「内容を知らない」と回答した方は 82.1%となっています。また、「生活の中での、『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』の優先度が本人の理想と一致している」と回答した方は 17.8%、「一致していない」と回答した方は 78.1%でした。
- 女性が仕事をもつことについて「子どもができて、ずっと仕事をもち続ける方がよい」と回答した方は 38.7%となっています。前回調査結果の 25.4%と比較すると 13.3 ポイント増加しています。「子供ができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と回答した方は 39.2%となっています。前回調査結果の 48.5%と比較すると 9.3 ポイント減少しています。
- 「働きやすい社会をつくるために重要なことは何か」と聞いたところ(複数回答可)、「既婚や子育て中の女性が働きやすい職場環境を整備する」と回答した方は 73.4%と最も多く、次いで「保育施設や保育サービスの充実」と回答した方は 65.9%、「家事・育児・介護については、家族で協力して分担する」と回答した方は 60.2%でした。

- 育児休業制度や介護休業制度の認知度は、いずれも「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した方は育児休業制度が 56.7%、介護休業制度が 54.5%でした。
- 育児休業制度・介護休業制度の利用については、「育児休業制度を利用したことがある」と回答した男性は 3.1%、「介護休業制度を利用したことがある」と回答した男性は 1.4%と、ともに1割未満であり極めて低い状況にあります。また、「利用したかったが、できなかった」と回答した方は育児休業制度が 13.4%、介護休業制度が 12.7%でした。これらの休業が必要になったことがない人を除くと、育児休業が必要になった人の 43.8%、介護休業が必要になった人の 76.6%が、利用したくてもできなかったと回答している状況です。

(5) 「健康で安定した生活基盤の確立」について

- 女性の生涯を通じた健康を考えると、重要なこととして「望まない妊娠をしないこと」と回答した方は 62.8%となっています。前回調査結果の 63.0%と比較してほぼ変わりませんでした。次に、「性感染症の知識」と回答した方は 50.6%となっています。前回調査結果の 41.2%と比較すると 9.4 ポイント増加しています。続いて「性教育の充実」と回答した方は 47.3%となっています。前回調査結果の 42.5%と比較すると 4.8 ポイント増加しています。

(6) 計画の推進

- 第2次プランでは、男女共同参画社会の実現のために、市民、市民団体、企業など地域社会全体が協力し、さまざまな施策が実施されてきました。また、本委員会では、毎年度、計画を構成する課題ごとに、取組みの推進状況全般及び事業を担当する所管による自己評価を踏まえながら審議し、総合的・客観的な事業評価と提言を行ってきました。しかし、「固定的性別役割分担意識の解消」、「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」などの現状をみると、いまだに課題が残っています。

2 第3次プラン策定の必要性について

市ではこれまで、第1次、第2次プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組まれてきました。しかし、実態調査から、次の点が課題として浮き彫りになりました。

については、これらの課題解決に向けて第3次プランを策定し、プランの着実な推進に取り組まれるよう強く求めます。

- ① いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残っていること。
- ② 配偶者等からの暴力は依然として存在し、加害者も被害者も「暴力」を深刻に受け止めていないこと。
- ③ 市の政策・方針決定過程の場への女性の参画率は、依然として低い状況であること。
- ④ 女性が働きやすい就労環境の整備が不十分であり、男性の育児・介護休業の取得率も低いなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が定着していないこと。
- ⑤ 女性の生涯を通じた健康については、発達段階に応じた性に関する基本的知識や認識を深める必要があること。

〔重点項目〕

については、以下の点を重点事項とされるよう要望します。

- ① 男女平等意識の確立
 - ・ 固定的性別役割分担意識の解消
 - ・ 政策・方針決定過程への女性参画の推進
- ② 人権を尊重する意識の醸成
 - ・ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶
 - ・ 女性の生涯を通しての健康支援
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・ 男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成
 - ・ 就労継続や再就職に対する支援の拡充

3 第3次プラン策定にあたって必要な視点について

未曾有の被害をもたらした、東日本大震災から2年が経ちました。震災発災時には、「仕切りもなく、女性が着替えや授乳をする場所がないなど、女性の視点に欠けた避難所運営」「瓦礫処理を行う男性には日当が出るが、女性は当然のように何十人もの炊き出しが割り振られるなど、性別役割分担の強化」「避難所運営の責任者が男性であることが多く、女性が困っていることが言えない」など多くの課題が明らかになりました。それは、一人ひとりの男女共同参画に関する意識が十分でない表われであると考えられます。

国の「第3次男女共同参画基本計画」では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」などを新たな重点分野として掲げています。

首都直下型地震等が懸念されるなか、市は、国や都、市の他の関連する計画と調整を図り、事業の実施に当たっては、男女共同参画の視点に立って推進することが必要です。

4 第3次プランの着実な推進に向けて

第2次プランは、男女共同参画の総合的な取り組みとして、男女共同参画社会実現のための意識づくりや基盤整備、制度確立などにおいて一定の成果をあげています。

しかし、プランに掲げられた事業のなかには男女共同参画の視点が十分と言えないものも見受けられます。

そこで、第3次プランの推進に当たっては、本委員会が毎年度行ってきた事業評価も踏まえ、単に事業を実施するだけではなく、その事業が男女共同参画社会の実現にどうつながっているかという「成果」を見極めていく必要があります。

各事業に可能な限り数値で表すことのできる指標を設定するとともに、評価基準の見直しを図って成果が目に見えるようにしていく必要があります。

また、プランに掲げる事業を精査し、重点的に取り組む事業を厳選して関連する所管が集中して取り組み、成果を確実なものにしていくべきと考えます。

なお、重点事業の担当所管だけではなく、すべての所管が当事者意識を持ち、市全体として組織的に男女共同参画を推進していくことが重要であることは言うまでもありません。

第3次プランが実効性ある計画として策定され、着実に成果を積み上げることによって男女共同参画社会が実現されることを強く願い、本委員会としての提言とします。

5. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）策定経過

- 平成24年12月11日 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）（仮称）」の策定について、八王子市男女共同参画施策推進委員会に諮問。
- 平成25年4月16日 八王子市男女共同参画施策推進委員会から「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）（仮称）」の策定について、市長へ提言書の提出。
- 平成25年4月25日 第1回 男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会を開催し、プラン骨子について検討。

- 男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会の開催状況

開催日		検討事項
第1回	平成25年4月25日	○プラン骨子案について ・計画の理念 ・フレーム ・枠組み ・方向性
第2回	平成25年7月25日	○プラン骨子案について ・取組
第3回	平成25年10月29日	○プラン素案について

- 男女が共に生きるまち八王子プラン実務担当者会の開催状況

開催日		検討事項
第1回	平成25年5月30日	○プラン骨子案について ・計画の理念 ・フレーム ・枠組み ・方向性
第2回	平成25年6月20日	○プラン骨子案について ・取組
第3回	平成25年8月22日	○プラン骨子案について ・取組

○ 八王子市男女共同参画施策推進委員会のプラン策定に関する開催状況

開催日		検討事項
第 1 回	平成 25 年 5 月 14 日	○プラン骨子案について ・フレーム ・枠組み ・方向性
第 2 回	平成 25 年 9 月 10 日	○プラン骨子案について ・取組
第 3 回	平成 25 年 11 月 12 日	○プラン素案について

○「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）」（素案）に対するパブリックコメント
平成25年12月16日から平成26年1月15日まで実施

6. 男女共同参画社会の実現に向けた国内外の主な動き

－ 国際婦人年以降 －

年	世 界	国	東京都	八王子市
昭和50年 (1975年)	- 国際婦人年 - 国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） - 国際婦人年の目標達成に向けた「世界行動計画」採択 - 国連は、1976～85年を「国連婦人の十年」と宣言	- 総理府に「婦人問題企画推進本部」（内閣総理大臣が本部長）及び「婦人問題企画推進会議」を設置 - 総理府婦人問題担当室を設置		
昭和51年 (1976年)		- 第1回日本婦人問題会議開催 - 民法の一部改正（離婚後における婚氏続称制度の新設）	都民生活局婦人計画課設置	
昭和52年 (1977年)		- 我が国の婦人問題の課題及び施策に関する「国内行動計画」策定 - 国立婦人教育会館開設		
昭和53年 (1978年)			- 東京都婦人問題会議「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」答申 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和54年 (1979年)	国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		東京都婦人情報センター開設	
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界婦人会議開催（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名 - 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ等）		

年	世 界	国	東京都	八王子市
昭和56年 (1981年)	・ ILO総会で「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約 (ILO第156号条約)」及び「同勧告 (165号)」採択 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	・ 婦人問題計画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定		・ 市議会において「婦人問題解決のための八王子市行動計画に関する陳情」採択
昭和57年 (1982年)			・ 東京都婦人問題協議会「『国連婦人の十年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」答申	
昭和58年 (1983年)			・ 「婦人問題解決のための新東京都行動計画―男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン―」策定	
昭和59年 (1984年)		・ 国籍法及び戸籍法の一部改正 (父系血統主義から父母両血統主義へ)		
昭和60年 (1985年)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催 (ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・ 国民年金法の一部改正 (無職配偶者の年金権確立等) ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」成立 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准		
昭和61年 (1986年)				・ 「八王子市婦人問題懇談会」設置 ・ 「八王子市婦人問題意識調査」実施
昭和62年 (1987年)		・ 「男女共同参加型社会の形成を目指す」ことを目的とした「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定	・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすめ方―21世紀へ向けての新たな展開―」報告	・ 「八王子市婦人問題意識調査」実施

年	世 界	国	東京都	八王子市
昭和63年 (1988年)				・「八王子市婦人行動計画策定」への提言 ・「八王子市婦人行動計画策定推進会議」設置
平成元年 (1989年)			・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざしてーその課題と基本的考え方ー」報告	・「女性のための八王子プラン」策定
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」報告	・女性行政係設置（生活文化部市民生活課） ・「女性のための八王子プラン推進会議」設置 ・「八王子市女性問題に関する意識調査」実施
平成3年 (1991年)		・「育児休業等に関する法律」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	・「女性問題解決のための東京都行動計画ー21世紀へ男女平等推進とうきょうプランー」策定	・「八王子市女性問題協議会」設置 ・「女性のための相談」開始 ・女性問題情報紙「八王子の女性だより」創刊 ・「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施
平成4年 (1992年)		・「育児休業等に関する法律」施行 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定	・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・財団法人「東京女性財団」設立	・女性問題情報紙の名称を募集し「ばれっと」に決定 ・「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施 ・第1回「女性フォーラム」
平成5年 (1993年)	・国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択 ・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で「女性の平等の地位と女性の人権」について採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立 ・中学校技術・家庭科の男女共通履修実施	・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくりー21世紀への旅立ちー」報告	・八王子市女性問題協議会「男女平等意識の醸成と男女共同参画」「総合女性センターについて」提言 ・第2回「女性フォーラム」 ・「TAMAらいふ21中央線沿線8市合同女性フォーラム」 ・総合婦人センター（仮称）建設検討委員会設置

年	世 界	国	東京都	八王子市
平成6年 (1994年)	国際人口・開発会議開催（カイロ）リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む新行動計画を採択	- 総理府に「男女共同参画推進本部」の設置 - 総理府に「男女共同参画室」の設置 「男女共同参画審議会」の設置 - 高等学校家庭科男女必修実施		「女性のための八王子プラン－改訂版－」策定
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議開催（北京）「北京宣言」及び「行動綱領」を採択	「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（介護休業制度の法制化）成立 - ILO156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）の批准	- 東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて－エンパワーメント・アプローチ－」報告 「東京ウィメンズプラザ」開館	- 総合女性センター建設検討委員会から「報告書」提出 - 総合女性センター（仮称）基本計画策定 - 第4回「女性フォーラム」
平成8年 (1996年)		「民法の一部を改正する法律案要綱」答申（選択的夫婦別氏制、離婚破綻主義の採用等） - 優生保護法の一部改正（名称を「母体保護法へ」） - 男女共同参画協議会「男女共同参画ビジョン－21世紀の新たな価値の創造－」を答申 - 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画－」策定		「八王子市女性問題協議会」再開 「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施 - 第5回「女性フォーラム」

年	世 界	国	東京都	八王子市
平成9年 (1997年)		・「男女共同参画審議会設置法」成立 ・「男女雇用機会均等法」(募集採用等における性差別禁止、セクハラ防止の配慮義務等を規定)改正 ・「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」成立	・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	・第6回「女性フォーラム」
平成10年 (1998年)		・「改正男女雇用機会均等法」一部施行 ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申	・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」	・八王子市女性問題協議会「21世紀の女性行政推進のために」提言 ・第7回「女性フォーラム」
平成11年 (1999年)		・「男女共同参画社会基本法」成立・施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」施行		・「男女が共に生きるまち八王子プラン」策定 ・「男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議」設置 ・組織改正により、生活文化都市民生活課から生涯学習部交流課へ変更。 ・男女共同参画都市を宣言 ・第8回「女と男のいきいきフォーラム八王子」(女性フォーラムから名称変更)

年	世 界	国	東京都	八王子市
平成12年 (2000年)	・国連特別総会開催（ニューヨーク）「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立・施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画室「男女共同参画基計画」策定 ・「介護保険法」施行	・「東京都男女平等参画基本条例」成立・施行	・第9回「女と男のいきいきフォーラム八王子」 ・第10回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成13年 (2001年)		・中央省庁改革で内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ・第1回「男女共同参画週間」実施 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）成立・施行	・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方」	・「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」制定
平成14年 (2002年)			・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2002」策定	・「八王子市男女共同参画協議会」設置 ・第11回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成15年 (2003年)		・男女共同参画推進本部決定「女性チャレンジ支援策の推進について」		・八王子市男女共同参画協議会「男女共生のための政策をめざして」提言 ・「八王子市生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」実施 ・組織改正により、市民活動推進部男女共同参画課設置 ・クリエイトホール8階に「男女共同参画センター」開設 ・「男女が共に生きるまち八王子プラン」改定 ・第12回「女と男のいきいきフォーラム八王子」

年	世 界	国	東京都	八王子市
平成16年 (2004年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定		・「男女共同参画施策推進委員会」設置 ・ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡協議会設置 ・第13回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成17年 (2005年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・第14回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成18年 (2006年)		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催		・第15回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成19年 (2007年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ・第16回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成20年 (2008年)				・「男女が共に生きるまち八王子プラン策定検討会」設置 ・第17回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃委員会最終見解（第6回）	・「育児・介護休業法」一部改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定	・「男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）」策定 ・第18回「女と男のいきいきフォーラム八王子」

年	世 界	国	東京都	八王子市
平成22年 (2010年)	第59回国連婦人の地位委員会/「北京+15」開催（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		第19回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成23年 (2011年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足	「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」実施		第20回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成24年 (2012年)			「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定	「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 - 第21回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
平成25年 (2013年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		第22回「女と男のいきいきフォーラム八王子」

7. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択：昭和 54（1979）年 12 月 18 日（国際連合第 34 回総会）

批准：昭和 60（1985）年 6 月 25 日

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子

に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措

置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件につい

- ての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を

組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の

実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

8. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年法律第 102 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔略〕

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1～10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12～58 〔略〕

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年法律第 160 号抄）

（施行期日）

第1条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。〔後略〕

9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正：平成 25 年法律第 72 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該

子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面

で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、

- その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
- (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
- (事件の記録の閲覧等)
- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
- (法務事務官による宣誓認証)
- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
- (民事訴訟法の準用)
- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。
- (最高裁判所規則)
- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 （平成16年 法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対

する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 （平成 19 年 法律第 113 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則 （平成 25 年法律第 72 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

10. 八王子市男女共同参画都市宣言

八王子市男女共同参画都市宣言

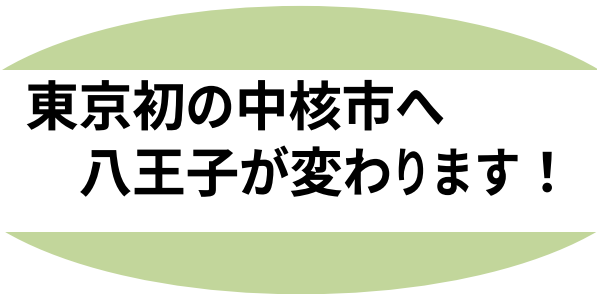
わたくしたちは、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、ここに八王子市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. わたくしたちは、男女がお互いに尊重し合えるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、あらゆる分野に男女が平等に参画できるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、家庭・地域・職場で男女がともに責任をにない、いきいきと働けるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、男女がともに健康で安心して生活できるまちをつくれます。

平成11年12月6日

八王子市

平成 27 年 4 月



東京初の中核市へ 八王子が変わります！

男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）

平成 26（2014）年 3 月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部 男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町 5－6 クリエイトホール 8 階

電 話 042-648-2230 F A X 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

本冊子は再生紙を使用しています。